

## 第3章

### ザンビアの慣習法地域における土地制度と土地問題

——中央州のある村の事例を中心に——

#### はじめに

アフリカの共同体的土地制度が農業近代化の制約となっているという議論は、さまざまな形で農業政策に影響を与えてきており、古くは1950年代のケニアで、このような前提に立って共同体的土地保有を個人的土地所有に転換する土地改革が行われた。アフリカでは、80年代の後半頃から、経済自由化、市場経済化の促進という新たな政策環境のなかで、伝統的な土地制度の改革が再び重要な政策課題として注目されている。そこでの改革は、基本的には50年代と同様に、伝統的な共同体的土地保有制度から近代的な私的土地位への転換として捉えられている。しかしこのような土地制度の「進化理論」的見方はアフリカ諸国の土地制度の実態にあっていないという研究者からの批判も90年代に入って増えている。例えば、ガーナの土地制度を分析した高根によれば、「ガーナの土地制度の実態は、…（中略）…土地の共同体保有から個人保有への転換という図式とは微妙に異なっている」。土地権利の個人化が進行していることは確かだが、それは共同体から個人へという単線的過程ではなく、むしろ共同体と個人が異なる内容の土地権利を同時的に有するという構造のまま、そのなかの1人の人物の土地支配力が強力になっていく過程であるという（高根 [1998: 19]）。

アフリカの現実の事態がさほど単純でないとすれば、吉田が指摘するよう

に、ミクロの個別土着社会のレベルで、生身のアクターが存在する特定の農村を、その社会に加えられている政治経済的なインパクトを考慮しながら分析していく作業が重要になるだろう（吉田 [1998: 31-32]）。このような観点から、本章はザンビアのある村を事例として、ザンビアの土地制度・土地問題の複雑な実態に少しでも迫ろうとするものである。その際、以下のような諸点に留意しつつ分析を進めたい。

まず、伝統的土地制度を有する農村社会を、吉田のいうように、「生身のアクターが存在する社会」として捉えることである。この視角が重要であるのは、高根がガーナの土地制度について指摘しているように、おそらくアフリカの多くの伝統的土地制度においては、「一片の土地に対して…（中略）…複数の個人と集団が、異なる内容、異なる『強さ』の土地権利を、同時的に有して」おり、これら複数の主体が同時的に権利要求を行っていると考えられるからである（高根 [1998: 19]）。このような重層的・多重的関係を分析するには、関係する個人や集団の行動や戦略を視野に入れることが不可欠である。動態的な分析が求められるのである。土地に対する権利の確実性の度合いがさまざまな要因の影響を受けて常に変動するという状況において、農民たちは自らがおかれている状況に応じてさまざまな方策をとっている（高根 [1998: 19]）。この、変動する状況とそれに対応した個人や集団の行動を具体的な事例のなかで検討していく必要があろう。

第2に、伝統的制度と近代的制度の併存による両者の相互作用を考慮に入れる必要がある。変動する状況とそれに応じた個人や集団の行動は、孤立したミクロの農村共同体のなかだけで起きているのではない。一方でマクロの、国家レベルの政策や制度がミクロの農村共同体の変動する状況に影響を与え、他方で農村共同体の個人や集団はマクロの政策や制度、権威などを考慮に入れ、あるいはそれらを利用している。農村の「伝統的」といわれる村共同体や土地制度は孤立して存在しているのではなく、植民地時代には植民地支配に編入され、何よりも独立後30年以上にわたって、国家の政治的、法的、経済的枠組みに組み込まれて存在してきた。逆に伝統的制度のもとに生活する

人々は国家の枠組みが提供する新たな機会を利用してきた。つまり伝統的といわれる土地制度も「近代国家」の制度との相互作用を抜きに語ることはできないのである。このことは、「伝統的制度から近代的制度への移行」という問題の設定自体が現実を単純化していることを意味する。

植民地時代のザンビアでは、白人専用地用に確保された土地を除くと、農村部の土地は、それぞれの地域のアフリカ人の伝統的な慣習に基づいて管理されてきた。土地の配分などにあたっては、首長（チーフ）や村長（ヘッドマン）といった「伝統的支配者」あるいは「伝統的権威」（traditional rulers/authority）が重要な役割を果たしてきた。独立後も、ザンビアでは地方における伝統的支配から近代国家による支配への転換は、きわめて不徹底にしか行われず、伝統的制度と近代的制度が併存する状態が出現した。土地に関しても、伝統的制度と近代的制度が併存している。このため両方の制度が実際の土地利用に影響を与え、人々は土地に関する権利の主張や要求にあたって、両方の制度を利用することができるのである。

もともと伝統的土地制度は重層的で多重的な性格をもっているが、ムーアとヴォーンが論じているように、ザンビアでは伝統的土地制度の上に近代的法律や制度が導入されたことによって事態はいっそう複雑になった。國家の導入した法律や機構は土地に関する権利要求手続きを固定化するどころか、「從来慣習的に確立されてきた多重的権利・主張にさらに並行して流動的状況」を付け加えることになった。人々は、「複雑で変わりうる一連の権利の束を有して」おり、各人は「変化する状況のなかで自分の解釈を認めさせようとして、伝統的な権威も非伝統的な権威も利用する。村落レベルでも世帯レベルでも、個々人が土地に対する自分の権利を主張し、正当化しうる方法は（居住、出自、その土地を最初に開墾した、その土地に労力を投入した、婚姻関係、など）複数存在し、また村長、首長、村生産性委員会、地方議会、地方裁判所など多くのものに権威を求めることができる」のである（Moore and Vaughan [1994: 210-211]）。

第3に、社会や経済が変化すれば当然伝統的土地保有制度も不变ではあり

えないだろう。これは必ずしも社会経済の発展に応じて伝統的制度が解体していくというような、それぞれが一つの方向性をもった単線的な発展や変容であるとはかぎらない。人口の増加や移動、換金作物の導入など農業の変化、インフラの発達、都市化などは土地の需要や土地利用に影響を与え、ひいては土地制度に影響するであろう。しかし過去20年間におけるアフリカ諸国の経済や農業生産の変化は単純に経済発展や農業発展と呼べるようなものではない。「経済発展に応じた土地保有の変化」を検討しようにも経済自体が発展しているとはいえない。そうだとすれば、対象となる国や地域の経済や人口などの変化を見極めてそれが土地制度にどのような影響を与えていくかを探る努力が必要であろう。

人口密度が低く、都市人口比率が高いザンビアでは、農村に比較的土地が豊富にあり、新しい土地への人々の移動や入植が広くみられる。ザンビアでは、植民地時代および独立後の1960年代、70年代には、農村から都市への人口移動が顕著であった。しかし80年代以降経済危機によって都市の生活水準が悪化しているために、農村から都市への人口移動は勢いを失っている。このため農村の人口増加率はだいに上昇してきている。

農村部における人口の移動にはいくつかの要因が影響を与えてきた。農村部では、比較的土地が豊富にあるとはいっても、歴史的に人口密度には地域差があり、南部州などでは植民地時代から土地不足が問題になっていた。このため新しい土地を求めて人々は移動してきた。雨量や土壌などのよりよい自然条件を求めての移動もみられる。また貨幣経済の浸透とともに農産物の市場への販売、化学肥料の購入など農業生産のために、あるいは学校教育、消費物資の購入など生活のために、農村部のなかでも交通の至便な土地や町の近くが好まれる傾向にある。さらに社会的葛藤や緊張も人々を移動させる要因になっている。人口の移動や増加が土地保有に影響を与え、その変化の動因となっているとみられるが、同時に土地に関する対立や不満、要求が農村間の人口移動を促していると考えられる。

社会経済的变化にともない、家族や親族集団、婚姻も変化していると考え

られる。家族や親族集団は、農業生産や消費の単位、土地に対する権利関係、相続などを介して土地保有制度と密接に関連している。ザンビアには母系制社会を有するエスニック・グループが多いが、一般に母系制は貨幣経済や市場経済の影響を受けたときに変容しやすいといわれる (Holy [1986: 1-3])。地位の継承や財産の相続に関しては、(母方のオジから)姉妹の息子へという母系制的継承から、父方継承、特に父から息子へという直系の継承に変化するといわれる。しかし具体的な変化の仕方や程度は、地域やエスニック・グループによって差違があり、変化の仕方も単純ではない。例えば、1970年前後にホーリーが調査した南部州のトカ (Toka) における村長職継承の場合、ある地域では過去70年間姉妹の息子へという母方継承が支配的で基本的な変化がなかったのに対し、他の地域では母方継承から父方継承に変化した。しかし伝統的な母方継承が支配的な前者の地域でも父から子へという継承は常に存在してきたし、後者の地域で父方継承が支配的になった後でも母方継承が正統性を失ったわけではなく、父方継承と母方継承の二つの規範が併存しているという (Holy [1986: 45-46, 167-169, 198-199])。北部州のベンバ (Bemba) を調査したムーアとヴォーンによれば、80年代において、ベンバの男たちは自分の死後財産である土地を自分の子供、特に息子に相続させたいと考えるようになっており、土地が母系の親族に相続されないような手だてを考え始めているという。ムーアとヴォーンは、しかし父から子への相続をもってベンバにおける母系制の崩壊と解釈するのは性急な一般化であって、むしろ從来からベンバの社会にあった双系的特徴がしだいに重視されるようになってきたとみるべきだという。またかつては相続に値する財産がなかったのに近年土地が相続されうる富となったという変化も重視すべきだという (Moore and Vaughan [1994: 213, 251])。このように親族集団に関する規範や相続原理が変容しつつあることは確かであるが、その変化は必ずしも母系制から父系制への変化と単純に一般化できるものではない。

本章では、ザンビアの土地制度を概観した後に、中央州カブウェ農村県 (Central Province, Kabwe Rural District) にあるC村を事例として取り上げ、

伝統的土地保有の実態の一端を明らかにしたい<sup>(1)</sup>。事例とした村は、1970年代半ばに人々の入植によって新しく開かれた村である。この村はレンジェ（Lenje）の首長と村長のもとにあるが、村民はザンビア各地の出身者およびザンビア国外からの移民からなり、したがって多様なエスニック・グループで構成されている。伝統的な支配者と土地制度のもとで多様なエスニック・グループが一つの村を構成している点で、近代国家の枠組みにおける伝統的土地制度の実態を考察する対象としてふさわしいであろう。この村では、その後人々の流入によって急速な人口増加がおき、90年代頃から次第に土地不足が顕在化してくる。近年は隣接の森林保護区への人口流出がみられるに至っている。したがって人口移動と土地の関連という点でもこの村は興味深い事例といえるであろう。

## 第1節 ザンビアの土地制度

ザンビアの国土は、国家の成文法のもとにある国有地（state land）と、各地域ごとの慣習法のもとにある土地（reserve, trust lands）の二つに大別され、いわば二重構造をなしている。この区分は、植民地時代の白人入植と間接統治に起源がある。

北ローデシアが1924年にそれまでのイギリス南アフリカ会社（British South Africa Company）の支配からイギリス植民地省の直轄植民地に移行すると、植民地政府は北ローデシアの土地分類を明確にし、全国土を王領地（crown lands）とアフリカ人の指定地（native reserves）に分割した。王領地は白人入植者に譲渡するために確保された土地で、その約半分が白人入植者に譲渡された。ところが実際には植民地政府が期待したほどには白人移民が入植せず、王領地のかなりの部分が未利用のままであった。他方で指定地に移されたアフリカ人から土地の不足や条件の悪さに不満が募ったので、白人専用に確保していた王領地の相当部分を1947年に「原住民信託地」（native

trust land) とし、アフリカ人の土地に転換した。

ザンビアの独立後、形式的には全国土が国有化されたが、王領地は国有地、原住民指定地は指定地 (reserves)、原住民信託地は信託地 (trust land) とそれぞれ名称が変更されただけで、実質的な土地分類はそのまま受け継がれ国家の成文法下の地域と慣習法下の地域という二重構造が残った。1975年に土地権利転換法 (Land Conversion of Titles Act, 1975) が制定され、国有地にそれまで存在した自由保有権 (freehold) と100年を超える定期借地権が廃止され、それらは100年の定期借地権に転換された。また土地そのものには市場価値・売買価値を認めないこととした。さらに同法は85年に改定され、土地に対する外国人の権利を制限した。

1975年土地法は、当時のカウンダ政権の社会主義的、民族主義的指向のなかで制定されたものであるが、91年に政権に就いた「複数政党制民主主義運動」(Movement for Multiparty Democracy: MMD) 政府は市場経済原理を重視し、経済自由化路線をとっているので、土地についても土地の商品化の促進、土地所有権の強化、外国資本による投資の促進といった観点から土地改革を進めようとしてきた。この線に沿って、新しい土地法の制定を目指したが、首長などの伝統的支配者や野党からの反対が強かったために法案の成立は難航し、ようやく95年に新しい土地法 (The Lands Act, 1995, 1995年法律第29号) が成立し、75年土地法が廃止された。

土地法制定の経緯にも示されているように、慣習法下にある土地の問題は、首長や村長といった「伝統的支配者」と密接に関係している。首長や村長は基本的には植民地化以前から存在していた伝統的支配者であるが、植民地化以前におけるその地位や役割、支配の形態は地域により多様であり、植民地支配による変容も著しい（例えば、トンガ (Tonga) の地域では植民地化以前には首長は存在せず、植民地時代に創られた）。植民地時代に入って、1902年に地方行政区画が設定され、村が登録され、人々は自分がどの首長に属するのかを申告させられた (Muntemba [1977a: 25, 38])。1924年に北ローデシアがイギリス植民地省の直轄植民地になると、植民地政府は「間接統治」政策を導入

し、首長は間接統治の担い手として植民地行政に組み入れられた。これにより首長は一定の行政権限を行使し、また自分の領域のアフリカ人の間の民事訴訟を取り扱った。

独立後政府は、植民地時代の間接統治に代えて、大統領直属の知事、地方公共団体、地方裁判所、与党を通じて地方の政治と行政・司法を掌握しようとしてきた。地方行政の単位として州 (Province), 県 (District), 郡 (Ward) が設定され、州と県には大統領直属の知事 (Governor) が、郡には郡長 (Ward Chairman) がおかれた。地方公共団体としては地方議会 (District Council, Rural Council) がおかれた。首長領や村は地方行政単位ではなく、首長や村長は地方行政のラインからはずれた。また1965年の首長法 (Chiefs Act), 66年の地方裁判所法 (Local Courts Act, ザンビア法第54章) により、植民地時代の原住民裁判所 (Native Courts) が廃止されて首長の裁判権が剝奪され、地方裁判所は司法省の管轄下に移管された。公務員である地方裁判所判事が主宰する地方裁判所が成文法、慣習法の両方を管轄することになった (Bratton [1980: 217], Himonga [1995: 43-44])。また土地に関しても独立後指定地・信託地は地方議会の管理下におかれ、理論的には政府は土地を分配する権利を首長から剝奪したことになっている。

こうして独立後、伝統的支配者は公式の行政・司法権限および土地の分配権を剝奪された。しかし政府は首長や村長を廃止したわけではなく、彼らは伝統的支配者として影響力を保持した<sup>(2)</sup>。さらに政府と与党は地方の統治上伝統的支配者を利用せざるをえないことも多く、伝統的支配者は独立後も実質的には地方の行政・司法の一翼を担うことになったのである。

これをやや具体的に説明しよう。まず司法権に関しては、慣習法下の係争であれば、係争解決の場として裁判所の他に非公式の裁きを用いてもよいとされた。地方裁判所法は、家族や相続に関する慣習法において係争の解決のために伝統的に認められている裁き、例えば村長や首長による裁きを用いてもよいと規定している。首長や村長は、地方裁判所判事であると主張したり、地方裁判所を利用してその決定を強制したりしないかぎり、慣習法に関する

ことがらについて引き続き司法権を行使できることになったのである (Himonga [1995: 47-48])。さらに、地方裁判所の判事は公務員であるが、農村地域においてはその任命は当該地域の首長の勧告に基づいて行われる (Himonga [1995: 22, 54])。したがって、首長は地方裁判所判事の人選およびその判決に影響力を行使できるのである。

行政権に関しても、首長、村長の権力の復活がみられた。政府は村落・郡レベルの開発行政を整備し、地方の住民の掌握をはかるために1971年に「村落登録・開発法」(Registration and Development of Villages Act) を制定し、村落を行政機構の末端として登録するとともに、村には「村生産性委員会」(Village Productivity Committee)、郡には「郡開発委員会」(Ward Development Committee) を設置させた。村落・登録開発法の実施にあたって政府は、65年首長法の規定に基づき、以下の権限を首長に委任した。すなわち、村落の登録の承認、村生産性委員会選挙の施行、村生産性委員会への出席などである。これにより首長は公式に村を認定する権限をもち、村政に一定の関与ができるようになったのである (Bratton [1980: 217])。また村生産性委員会の委員は選挙で選ぶことになっていたが、村長は自動的に委員となり、選挙が秘密投票でないこともあって、村長が生産性委員会議長となり、委員には村長の意向に沿って村長の伝統的顧問などが選出されたという (Bratton [1980: 219], Moore and Vaughan [1994: 250])。村生産性委員会の設置によつても、村長を指導者とした村の伝統的・慣習的な統治は実質的に維持され、村長による村政が公式に認定される結果となったのである<sup>(3)</sup>。こうして首長と村長の伝統的権威は復活し、伝統的支配が実質的に継続することになった。

1991年にザンビアが一党制から複数政党制に移行し、MMD政権が成立すると、地方において伝統的支配者の権威が高まる傾向がみられる。これは大統領直属の知事が廃止されたこと、一党制の廃止で与党による地方支配が弱まったこと、などにより伝統的支配者の権威が相対的に高まった結果と考えられる。

独立後における国家の制度と伝統的制度の併存という状況は土地に関して

も同様である。独立後、指定地、信託地といいういわゆる慣習法下にある地域の土地も形式的には大統領に信託され、地方議会が管理することになったが、実際には首長や村長が土地利用の管理権や土地分配権を引き続き保持した。首長は自分の支配する領域において村長を承認し、村長に一定範囲の土地を与える。村長は村の土地を村民に分配する。村のなかで村民同士の土地争いが起きれば村長が裁定し、村同士の土地争いは首長が調停・裁定する。また人が村に入って住む場合には村長の許可が必要である。人が居住する村を変更する場合には、前の村長からの紹介状を持参する。

独立後、「土地および証書登記法」(Lands and Deeds Registry Act, ザンビア法第287章)により慣習法下にある指定地、信託地でも個人が自分の土地を登記して政府から権利証書 (certificate of title/ title deed) を得ることができるようになった。土地に対する慣習的な権利を国家の成文法の保障する権利に転換できるようにしたわけである。しかし体系的に伝統的土地保有を近代的土権に転換する政策がとられたわけではなかった。あくまでも個人が申請するかぎりにおいてその都度権利証書を発行するという政策であった。99年の定期借地権（信託地の場合は占有権）を得るために、申請者は測量地図を提出しなければならない。一般の村人にとって測量は費用がかかり、また測量局に測量を依頼すると時間がかかるという<sup>(4)</sup>。さらに慣習法下の土地の定期借地権を申請する際には、地方議会の承認に加えて、行政的措置として文書による首長の同意が事前に必要とされた (University of Zambia [1993: 12-16], Zambia [1985: 118])。行政措置という形で土地に対する首長の伝統的権利が承認され、権利証書の獲得に実質的な制限が加えられたのである。このような制限のために、指定地、信託地の土地に対する権利証書発行はきわめて限られていた。例えば、1982年に行われた南部州の土地調査委員会の報告書は、権利証書の付与は行われているが、南部州からの申請はほとんどないと記している (Zambia [1985: 118])。ただし首長の反対によって土地登記が進展しなかったというわけでは必ずしもない。80年代半ばに北部州で行われた調査では、教育程度が高く豊かな者が、金や影響力をを利用して首長や村生

産性委員会と交渉して土地を獲得し、その土地を登記していることが報告されている。そこでは土地登記によって地元の人間がよそ者に土地を取られることを憂慮する人々の声が紹介されている (Moore and Vaughan [1994: 211-2])。

指定地、信託地の土地に関してMMD政権は、「村人が自分の土地の権利証書を得るように奨励」し、それによって村人の利益を保全するとともに、将来的には現在の二重制度に代えて99年の定期借地権を基本として全国の土地制度を共通化しようという目標を掲げた (University of Zambia [1993] における情報大臣ムショタ〈Mushota〉の報告より)。しかし上述したような土地法案に対する首長層からの反対を受けて、結局「1995年土地法」においても慣習法下の土地の近代的定期借地権への転換は限定されることになった (Schmid [1998])。

「1995年土地法」により、国有地・指定地条例 (Zambia <State Lands and Reserves> Orders) と信託地条例 (Zambia <Trust Land> Orders) が廃止され、法律上は、植民地時代以来の土地の二重構造は解消された。ただしこの法律の発効以前に存在した慣習的保有については引き続きそのようなものとして認知されることになっている(第7条)。95年土地法は、「この法律が発効した後は、慣習的保有によって土地を保有している者は、何人もそれを99年以下の定期借地権 (leasehold) に転換することができる」と規定し(第8条第1項)，第7条で規定した慣習法下の土地を近代法下の定期借地権に転換できるようにした。ただし、この転換には首長らの同意が必要である。すなわち、「慣習的保有権を定期借地権に転換するにあたっては、その土地が存在する地域の首長および地方当局 (local authorities) の同意を必要とする」(第8条第2項)。また、「個人が主張する慣習的保有下での土地の用益権、占有権以外のいかなる土地権 (title) も、首長が確認するか、大統領が付与した定期借地権でないかぎり、無効である」(第8条第3項)としている。したがって政策的に定期借地権の取得が奨励されるようになった点の変化はあるものの、法律的・行政的には慣習的保有権の定期借地権への転換の手続きは95年法以

前とほとんど変わっていないといえよう<sup>(5)</sup>。

## 第2節 調査地の特徴

### 1. レンジェランドの歴史

現在レンジェランド (Bulenje) がある地域には、12世紀頃から農耕民が居住していたようである。現在のレンジェランドの中央部にはレンジェ人が、東部にはスワカ (Swaka) に近い言語を話す住民が、北西部にはランバ

図1 ザンビアの主要エスニック・グループ



(出所) Davies ed. [1971: 35].

(Lamba) やリマ (Lima) に近い人々が、それぞれ住んでいたといわれる（図1参照）。彼らはすべて母系制をとっていた<sup>(5)</sup>。この地域に、17世紀頃から現在のコンゴ民主共和国にあったルンダ帝国（Lunda Empire）からムクニ（Mukuni）を指導者とする人々が侵入ってきてこの地域一帯を征服し、17世紀末から18世紀初頭に首長領を建国した。ムクニは征服した各地に親族などを駐在させ、被征服民からの貢納を取り立てさせた。しかししだいに彼らは独立の支配者になつていった。これが現在のレンジェの7人の首長の起源になっている<sup>(7)</sup>。征服者は“beneMukuni”（Mukuniの人々）と自称して被征服民との区別を維持したが、彼らは被征服者の言語と慣習を取り入れ、自らの言語を失つてレンジェ語を話すようになった（Muntemba [1977a: 21-23]）。こうしてレンジェ人の住んでいなかつた所までムクニの征服によって首長領に編入され、起源としてはレンジェ人でない人々（スワカ、ランバ、リマ）もレンジェランドに含まれることになったのである。

ほとんどの首長領は1750年頃までに確立された。地域の住民は各首長の領域下には入ったものの、住民に対する首長の支配はこの時期には完全なものではなかつたようである。しかし首長領の確立によって徐々に従来クランやリネージの長が行つていた雨乞いなどの儀礼や宗教的儀式を首長が行うようになった。また外部の人間が首長領に入るときには首長に報告するようになり、居住を希望するときには首長の許可を得ることが必要とされた。住民の首長領と村への帰属が明確になるのは、植民地支配によってである。1902年に地方行政区画が設定され、村が登録され、人々は自分がどの首長に属するのかを申告させられた（Muntemba [1977a: 25, 38]）。

首長領が設立された後も、村長は村の事項を管轄し、土地に関する調停を司つた。首長は領域的な支配は行ったものの、土地を保有・管理する単位は村であり、人々は村に所属している限りにおいて土地を耕作することができた。首長が、領域内の土地を管理したり調停するときはあくまでも村長を通じて行われていた（Muntemba [1977a: 27-28]）。

18世紀後半から19世紀にかけてレンジェ人はポルトガル人との長距離交易

に従事した。19世紀にはアラブ人やアンゴラからのオビンブンドゥ (Ovim-bundu) 人とも交易した。首長たちが長距離交易を完全に独占していたわけではなかったが、首長たちは主要輸出品であった象牙と奴隸を多く獲得、所有できる立場にあったので、長距離交易の利益を最も得やすい立場にあった。首長が蓄積した余剰は、政治的影響力を強化するために使われ、村長など影響力のある者に再分配された (Muntemba [1977b: 347])。

長距離交易との関連で、ムブウェラ (Mbweria) 人とチクンダ (Chikunda) 人が象を狩る専門のハンターとして18世紀以降レンジェの地域に入ってきた (Muntemba [1977a: 27, 66])。こうして植民地化以前にすでにレンジェランドにはレンジェ以外の人々も居住するようになっていた。

1929年に原住民指定地が創設され、それまで四つの行政区域に分散していたレンジェランドがまとめられて33年までにはレンジェの首長たちの支配する領域はブローケンヒル県 (Broken Hill District) のレンジェ原住民指定地 (Lenje Native Reserve) になった。原住民指定地の設立にともない、原住民統治機構 (Native Authority) が設立され、首長は全員原住民統治機構のメンバーとなった。また土地に関する管理と調停の権限が首長と村長に与えられた (Muntemba [1977a: 31])。植民地化以前から行使されていた土地に関する首長と村長の権限が植民地支配下の間接統治によって確定されたのである。

上述したようにレンジェランドでは植民地化以前から複数のエスニック・グループが居住していたが、植民地時代の末期以降レンジェランドには、南ローデシア(現在のジンバブエ)を含む内外他地域から人口が流入し、エスニック・グループの構成はいっそう多様になった。この経緯について次に述べる。

## 2. 中央州の空間的位置と人口移動

C村のある中央州は人々の移動という点からみると、ザンビアの十字路のような位置にある。北ローデシアの植民地化にともない、現在のザンビアのほぼ中央部に南北に鉄道が敷設された。植民地時代以来1970年代に至るまで

鉄道はこの1本しかなかった。この鉄道の沿線を中心に開発が進み、都市の多くもこの沿線に発達した。この開発の進んだ鉄道沿いの一帯は鉄道沿線地帯と呼ばれるようになった。中央州は鉄道沿線地帯にあり、首都ルサカと経済の心臓部であるコッパー・ベルトとの間に位置しているので、交通、市場など経済地理学的な観点から有利な場所といえ、商業的農業に有利な立地場所である。また雨量、土壤などの点でもザンビアのなかでは農業に適したよい土地といえよう。しかしそれにもかかわらず、中央州は比較的人口密度が低く、土地が余っていた。この好条件と十字路的な位置は植民地時代後半以後ザンビア各地のエスニック・グループの流入を引き起こした。この結果、中央州は多様なエスニック・グループが居住する地域になったのである。

まず1920年代以降コッパー・ベルトの諸都市、首都ルサカ、カブウェといった都市が発達するにつれ、これらの都市にザンビア各地から人々が流入するようになった。ベンバは元来北部州、ルアプラ (Luapula) 州に住むが、植民地時代に銅鉱山が開発されてコッパー・ベルトに都市が形成されると若年男子を中心に多数が出稼ぎ、移住するようになり、コッパー・ベルトの住民の多数を占めるようになった。コッパー・ベルトではベンバ語が共通語になった。こうしてベンバは南下することになった。コッパー・ベルトよりも先に亜鉛鉱山が開発されて鉱山都市となったカブウェにも多数のベンバが住み、レンジェの土地にあるにもかかわらず、カブウェの町の共通語はベンバ語になった。東部州の住民であったチエワ (Chewa)、ンセンガ (Nsenga) などのニヤンジャ (Nyanja) 語系の人々は、植民地時代から首都ルサカに多く出稼ぎへ行くようになり、ルサカはソリ (Soli) 人の土地であったにもかかわらず、ニヤンジャ語が共通語になった。こうしてニヤンジャ語系の人々は西へ向かった。

カブウェが中央州の州都であり、また中央州はルサカにもコッパー・ベルトにも近かったので、これらの都市にザンビア各地の人々が流入したことは、中央州の農村にザンビア各地の人々が移住してくる背景を作り出した。都市で働いていた者が退職後などに農村に戻るとき出身地の農村にUターンせずに、都市周辺部の農村にJターンする現象がみられるからである。中央州

の農村はこのJターン先の農村となったのである。特に1980年代以降ザンビアが経済危機に陥り、都市での生活水準が低下するにつれ、Jターンが目立つようになる。

都市からのJターン組だけでなく、他の農村地域から中央州に移住してきた人々もいる。最も顕著な移動は南部州に住むトンガである。彼らは、植民地時代からアフリカ人農業の最先進地帯であり、犁耕が発達して、広い面積の耕地を耕すようになった。他方でかなりの土地が白人入植者のために割譲された。これらの影響で南部州では、土地の不足が植民地時代の末期から問題になっていた。土地不足に対応するため、一部の農民がより広い土地を求めて、中央州へ北上、移住するようになった。

またトンガ語とレンジエ語は互いに理解可能な、近い言語であり、トンガの移住はトンガ、レンジエ双方にとって比較的抵抗が少なかったであろう。ザンビアの言語政策上、トンガ語は公用語の一つとされているが、レンジエ語はトンガ系言語の一部に分類されているので、例えば、トンガ語は小学校で教える公用言語であるが、レンジエ語はそうではない。したがってレンジエランドにある農村の小学校でも、トンガ語は教えてもレンジエ語は教えない。南から流入してきたトンガ人の子供にとって学校教育の言語という点では地元と同じ環境にある。

以上のような中央州の空間的位置とザンビアの開発の歴史的経緯の結果、カブウェ農村県もザンビア各地のエスニック・グループが流入する土地となった。マルチ・エスニックな状況をいっそう促進したのが、ジンバブエ系の人々の流入である。ザンビアとジンバブエは植民地時代の初期には、北ローデシアと南ローデシアとして、同じイギリス南アフリカ会社によって植民地経営が行われた。さらに1950年代には、両植民地ともにローデシア・ニヤサランド連邦に統合された。このため両植民地の間での人の行き来も多く、特に連邦時代には、相互に多数の人々が植民地の境界を越えて移動した。南ローデシアは多数の白人が入植して国土の半分が白人専用地になったために、アフリカ人の土地が少なく、土地が不足していた。51年に制定された農地法

(Land Husbandry Act) は南ローデシアのアフリカ人が北ローデシアに移住するきっかけになったといわれる。こうして連邦時代を中心に土地を求める南ローデシアのアフリカ人農民が土地の余っていた北ローデシアに入植したのである。南ローデシアからの移民が多く入植したのは中央州であった。ジンバブエ系の移民は、犁耕などの技術をもち、独立後もザンビア人が都市への志向を強めるなかで農業経営に専念したので、富裕な農民として成功した人が多く、地域の農業技術の向上に貢献したといわれる (Muntemba [1977b: 355])。

1969年センサスの時点では、ザンビアのなかでジンバブエ人の人口が最も多かったのは、中央州のムンブワ (Mumbwa) 県であり、次いで同じ中央州のカブウェ農村県であった。ジンバブエ人はなぜジンバブエに近い南部州でなく、中央州に移民したのであろうか。カブウェ農村県の場合それは次のような要因によっていた (Mutsau [1972: 42-43])。一つはレンジェの首長や村長たちが移民を非常に歓迎したからであった。首長領や村の人口が増えることは首長や村長の人気を高めることになったので、歓迎したのだという。首長や村長は、ときには移民の取り合いさえしたという。第2の要因は、人口密度が低く広大な土地があったからだという。村長たちは土地の割り当てにおいてきわめて寛大であり、境界を定めなかったり、希望するだけの土地を割り当てる場合さえあったという。このためジンバブエ系移民の多くは広大な土地を取得し、なかには100エーカーに及ぶものもあった。第3の要因は、首都ルサカへの近さである。ルサカへの近さは、農産物の販売や生活面で魅力であった。

以上述べたような経緯で、中央州、特にカブウェ農村県とムンブワ県では、ジンバブエ系のショナ (Shona), シデベレ (Ndebele) を含む多数のエスニック・グループが共存することになったのである。1990年の人口センサスによれば、中央州では22の言語が話されている。日常生活で最もよく使う言語に関する調査では、カブウェ農村県ではレンジェ語を話す人口が最も多いが (35.9%), トンガ語 (15.5%), ベンバ語 (13.9%) を話す人口の比率も大きい

(Zambia CSO [1994: 35])。70年代にカブウェ農村県で調査したムンテンバによると、レンジェ以外にトンガ、カオンデ (Kaonde), イラ (Ila), ムブウェラ, ショナ, ンデベレとタンザニア系の住民が住んでいた (Muntemba [1977 b: 361])。

### 3. 調査村および調査時期

筆者は、文部省科学研究費の調査隊の一員として、1992年8月, 93年8月, 94年9月, 96年12月, 97年8月, 98年8月の6回にわたってカブウェ農村県, リテタ首長領にあるC村を調査した。

C村は首都のルサカから100キロメートルほど幹線道路を北上し, 幹線道路から約5キロメートル東に入った所に位置する。この幹線道路は首都ルサカとザンビア経済の中心であるコッパーベルトの諸都市を結ぶ交通の動脈であり, 車両の通行量が多い。C村のある場所は, この幹線道路に近く, そこから首都ルサカや中央州の州都であるカブウェの町（北へ約40キロメートル）までの距離も遠くないので, 農産物の出荷などには便利な場所である。この村では大都市市場向けの野菜生産が盛んであるが, この村の立地が野菜生産を促した一要因となっている。

もともとこの村を調査地に選定したのはダンボと呼ばれる低湿地の農業的利用が盛んな所であったからである。ダンボは雨季には冠水するが, 乾季には土地の表面から水がなくなる。しかし乾季でも地下水位が高いので, 作物の生産が可能である。ダンボは天然の地下ダムといえる。従来ダンボは牛の放牧用の草地として利用される程度であったが, 近年C村やその周囲の村では, ダンボで乾季にトマトやスイカなどの野菜を生産するようになり, それが急速に広がってきた。ザンビアではほとんどの小農が雨季にのみ天水農業を行うので, これは比較的珍しい土地利用, 農業経営といえる。ダンボの存在が通年での市場向け野菜生産を可能にしているのである。

C村は面積, 人口両面でかなり大きな村であり, 1993年に筆者が調査した

時点での世帯数は100以上、人口は770人前後と推定される (Kodamaya [1995])。村が大きいこともある、村はAからGまでの七つのセクションに区分されている。村長のもとに十数人の委員からなる村委員会(Village Committee)がおかれ、そのなかに副村長、書記、副書記などの役職が設けられている<sup>(8)</sup>。各セクションにはセクションリーダーがおかれている。村の日常的行政は村委員会が行うが、重要事項の最終的決定権は村長にある。このあたり一帯の村に共通する特徴であるが、村民はザンビア各地およびジンバブエなどからの出身者で構成され、多様なエスニック・グループを含んでいる。村長はレンジェ人であるが、村民の人口に占めるレンジェ人の割合は23%にすぎない。レンジェのほかに、ショナ人16%、トンガ人15%などが多い (Kodamaya [1995: 108])。

カブウェ農村県の生態系は三つに分類される (Muntemba [1977a: 13-17])。生態系1は県の西部にあるルカンガ沼沢地の沼沢地帯である。生態系2は県の面積の大半を占めるミオンボ林地帯 (Miombo woodland) で、土壤は鉄分を含んだ砂質である。生態系2の土地は、瘦せていて生産性が低く、連続耕作すると土壤浸食を起こしやすい。本来はトウモロコシ生産には適さず、1940年代まではヒエやモロコシが主な作物であった。ここにはダンボがあるが、ダンボの土地の一部はよい土壤である。この地帯は鉄をはじめとする鉱産物が豊かで、また野生動物も多かった。

生態系3は県の中央部から東南部よりの地域にあり、首都ルサカとカブウェの町を結ぶ幹線道路の両側に広がる地帯である。植民地時代の白人大農場(現在の大農場)の多くはこの地帯にある。生態系3の土地は、赤茶色のローム質の土壤で生産性が高い。植生としてはシャクンシ科やアカシアの樹木が多いムーンガ林 (Muunga woodland) が屋根葺き用に使われる草の生い茂る草地であった。この土地は、トウモロコシ、タバコ、綿花などの栽培に適した、農地として良好な土地である。このような良好な環境のため、1969年には県の人口の半数以上が生態系3に住んでいた (Muntemba [1977a: 13-17])。

C村はちょうど生態系2と生態系3の境目付近に位置する。幹線道路と大

農場に近い村の北東部は生態系3だが、それ以外の村の大半の地域は生態系2である。したがってC村では北東部を除いて、雨季耕作の行われる普通畑のある土地(uplands)は概して瘦せており、トウモロコシ生産の場合化学肥料の施肥なしには生産性が低い。

C村は1970年代後半に設立された新しい村であるが、おそらくこのような生態条件も一つの理由で、C村の辺りは60年代頃までは森林で人間はほとんど居住していなかったようである。72年にカブウェ農村県で調査したムサウの論文によれば、カブウェ農村県は、概して人口密度が低く、特にリテタ東部(Liteta East), チタンダ, チュニ(Chiyuni), チャムカには、人の住まない広大な未利用地があったという(Mutsau [1972: 42])。リテタ東部は現在C村がある地域である。C村付近の土地に最近まであまり人間が居住していなかったもう一つの理由は、この土地が植民地時代に原住民信託地であったことによる。すなわち、47年まではアフリカ人は居住することができなかつたのである。

### 第3節 C村の設立、入植にみられる土地の開拓と村の境界

C村の初代村長M.C.は、レンジェ人を父親に、イラ人(イラ人は主に南部州の北西部に住み、トンガ人と言語・文化的親近性が強い)の女性を母として生まれた。つまり初代村長自身純粋なレンジェではなかった。M.C.は現在のC村から西へ約90キロメートル離れたチタンダ首長領西部の村に生まれた。この村はルカンガ沼沢地の南西方向にあり、カブウェ農村県の南西端に近い。M.C.は学校に行く機会はなかったが、教会で読み書きを学んだ。カブウェの町に働きに行き、県知事(District Commissioner)の使用人として雇われた。1920年にカブウェで結婚した。42年に退職し、チペボ首長領で、カブウェの町の西南西の地域に移った。その後、リテタ首長領の二つの村に住んだ後、カブウェの町から18マイル(約30キロメートル)にある村の近くに自分の村を作った。

た。その場所は、チペポ首長領とリテタ首長領の境界近くにあったという。しかしその土地は大農場の土地だったので追い立てられ、現在のC村へ移ってきたのだという。

2代目村長J.C.はM.C.の長男で母親はムクシ県(Mkushi)出身のスワカ人である。彼は1936年にカブウェの町で生まれた。ルアンシャ(Luanshya), ルサカ, 南ローデシアのブラワヨ(Bulawayo)といった都市部で初等教育を受けた。いくつかの職を転々とした後、彼はカブウェの町に本社があるザンビア国鉄の厚生部に地域開発課長補佐(Assistant Community Development Officer)として勤務した。

J.C.からの聞き取りによると、初代村長M.C.とJ.C.は1974年に首長リテタからC村の土地を与えられたという。しかし彼らはすぐに現在のC村に移り住んだわけではなく、引っ越してきてからも最初はC村への入り口となる幹線道路の道路際に住んでいたようである。年次がはっきりしているのは、J.C.が78年、42歳の時にザンビア国鉄を退職して、C村への入り口に近い舗装道路の所にインド人から店を借りたということである。M.C.とJ.C.父子は、後にC村の村民となるタンザニア人のF.をはじめとする炭焼き人たちをC村の土地に送り込み、森の開拓をさせた。村の設立時に入植した老人たちによれば、当時C村の一帯はうっそうとした森であり、主に狩猟に利用されていたという。森林を開拓して農地にするにあたっては、農民は炭焼き人に森を伐採させる。農民は炭焼き人にそのための料金や労賃を払わない。炭焼き人は伐採した木を炭にして販売することで生計を立てる。入植する農民としては自ら労働することなく、あるいは労賃を払うことなく、森を開拓することができ、炭焼き人は炭焼き用の木と土地が確保できるわけである。農民自身が伐採や炭焼きを行うこともある。こうして森の開拓を進めたM.C.とJ.C.は70年代末頃に現在のC村のある土地で実際に生活し始めたようである。

初代村長M.C.とJ.C.の入植と並行してあるいはそれより早く他の村人たちもC村の土地に移住してきた。現在C村のセクションGの広大な土地に住

むジンバブエ系の農民L.M.（彼は家畜商も兼業している）によれば、彼は1955年、11歳のときに叔父（父の弟）と南ローデシアから北ローデシアに来た。北ローデシアで教育を受けた後コッパーベルトの都市キトウェ（Kitwe）で働き、70年にキトウェから現在の場所に移住してきたという。しかしその当時はまだC村ではなく、K村（現在は、C村の南側に位置する村の一つ）の村民になつた。もともとこの土地は彼の叔父が退職後の定住地として確保しようとしたもので、叔父がK村の村長にこの土地に入植させてくれるよう頼んだという。このときには、K村の北側には村はなく、したがってK村の北側の境界はなかったという。M.C.が首長の所へ土地を貰いに行き現在のC村の土地を見たとき、K村の村長が案内してくれたという。M.C.がK村の北側にC村を開いたとき、K村の村長はL.M.の土地をC村側に譲り渡した<sup>(9)</sup>。村の設立よりも早い時期に入植した村民がいるのは、このような経緯によるのである。L.M.は、土地の一部をタンザニア人の炭焼き人に頼んで開墾し、また一部はルサカの業者に依頼してトラクターを使って開墾したという。彼はまた深井戸（borehole）を掘った。

C村の創設期からの村民であるというトンガ人2人とレンジェ人1人の3人の老人からの聞き取りによると、彼らはほぼ同じ頃、1975年から77年頃にC村の土地に来たという。彼らが来たときにはタンザニア人の炭焼き人F.はすでに炭焼きをしていたが、村長のM.C.と息子のJ.C.はまだ幹線道路際に住んでいたという。しかしJ.C.が幹線道路際に店を借りたのは78年であるから、この3人の老人たちが村に来たのも、実際には78年以降かもしれない。

現在この村の東南の境界近くに住み、村で一番の富農であるジンバブエ系のC.Si.によれば、彼は父とともに1976年に現在の土地に入植したという。しかしこのときには、C村ではなく、現在C村の南にあるP村に所属していたという。彼は、翌77年にP村からC村へ所属替えとなつた。これは両村の境界が確定した結果だという。C.Si.によれば、彼がP村に来たときにはすでにL.M.がいて、家を建て、深井戸を掘っていたという。また炭焼き人のF.が炭焼きのために木を切りながら、L.M.の畑を開墾していたという。したがつ

て、C.Si.もL.M.同様C村が完全に確立する前にこの土地に来て、C村の設立時に境界確定によってC村に所属することになったのである。

以上を総合すると、現在のC村の土地に実際に住み始めたのは、村長のM.C.やその息子J.C.よりもL.M.の方が早く、また彼の他にも村長とほぼ同時に若干早い時期にこの村の土地に実際に入植していた人々がいたことになる。境界確定によってC村に配属替えになった人も含め、初期の入植者にはジンバブエ系、トンガ、タンザニア系というようにレンジェ人以外の人々が多く含まれていた。つまりこの村は最初からマルチ・エスニックな住民構成であったわけだ。

C村辺り一帯で、村ができた順は、P村、H村、K村、C村、Ck村の順だという。P村については、1972年にカブウェ農村県で調査したムサウの論文に言及があるので、72年の時点ですでに存在していたことになる。ムサウは、P村では「5マイル歩いてもレンジェ人の家に1軒も行き当たらない」と書いており、P村が広大な村であり、住民の多くがレンジェ人以外(主にジンバブエ系)であることを示唆している(Mutsau [1972: 41])。現在でも、P村は面積の大きな村であり、また住民の4分の3がジンバブエ系のショナ人であるという。H村はトンガ人の村長で村民のほとんどがトンガ人からなる村である。つまりC村だけでなくその周囲もC村ができたときすでにかなりトンガ人やショナ人が入植していたことがうかがわれる。

以上のC村設立の経緯からうかがわれるよう、首長から村長に土地が与えられて村が設立されるといつても、村の境界は最初から明確に確定されているわけではなく、周囲に村がない場合は境界はなく、新しく村ができれば、以前にあった村と境界が新たに設定され、それによって村人の所属の変更も起きる。また村同士の境界争いも起きて境界の変更や確定が行われる。このように村の境界は、決して最初から確定的でも、ずっと固定的なものでもなく、村と村との現実の関係や駆け引きのなかでいわばダイナミックに決まっていくのである。その過程では、村長が自分の村に有利になるように首長との関係を強化しようしたりする。また村は人口規模などの点で多様であり、

村の勢力の強弱が境界争いにも影響を与える。小さい村は大きい村の圧力で消滅を余儀なくされることもある。次はそのような事例である。

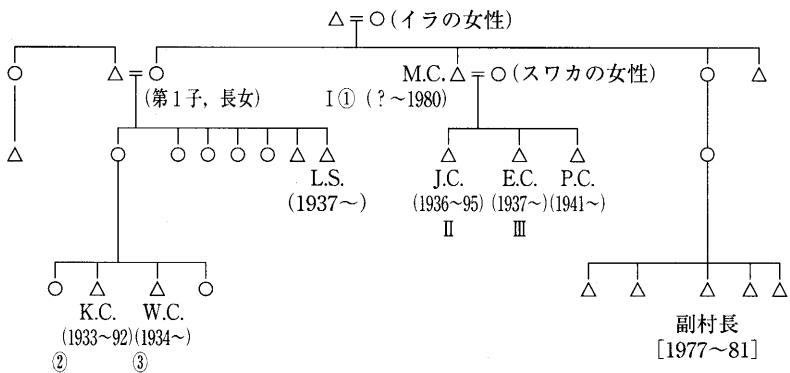
現在C村のセクションGに住むある農民は、かつて別の村に所属していた。この村はC村とK村の間に新しく作られた。この農民によれば、この村とC村との間に境界争いが起きたが、この村は3世帯の小さい村であったため力が弱く、C村との境界争いに敗れて村長は他の土地に去ってしまい、1981年に村は消滅したのだという。この村の土地は、C村、S-C村、M村に分割された。その結果、この農民の家はM村に、畠はC村に属することになった。結局、82年にこの農民はC村の所属になった<sup>(10)</sup>。

#### 第4節 1981年の村長選挙

初代村長M.C.が1980年に亡くなると後継村長を誰にするかという問題が起きた。M.C.の長男J.C.とM.C.の親族K.C.との後継者争いが起きたのである。初代村長M.C.には姉が1人いた(図2参照)。この姉の第1子(長女)の長男がK.C.である。レンジエは母系制で長子相続の伝統をもつて、伝統に従えばある個人の姉妹(姉が優先)の子供(年長者が優先)へと相続が行われる。つまり父から息子ではなく、母方の叔父から甥へと相続されるのである。したがってこの場合伝統的な母系相続原理からいえば、K.C.の方が正統な継承候補者となる。この正統性に基づいて、K.C.が村に現われ、村長職の継承を主張したのである。ところが、これに対してJ.C.が異議を唱え、首長リテタに裁定が委ねられた。首長は選挙を行うことを提案し、81年に選挙が行われた。結果は、J.C.が48票、K.C.が10票で初代村長の長男の圧勝となった。

M.C.からJ.C.への村長職継承から、相続や村長職継承にかかるいくつかの点が指摘できる。まず第1に、母系制社会における継承・相続原理がどのように変容しているかという問題である。ここでの事例は村長の後継者の選定であるが、村長でない普通の村人の後継者、相続者の選定と基本的に同

図2 C村村長家系図



## 村長の継承順位と在位期間

I M.C. [1977~80] II J.C. [1981~95] III E.C. [1995~]

M.C. の名前の継承者

①M.C. [~1980] ②K.C. [1980~92] ③W.C. [1992~]

(出所) 筆者調査。

じ原理がその中心部分をなしている (Holy [1986: 44])。したがってこの継承は、この村において母系制的相続原理がどのように機能しているのかを探る手がかりを与えてくれるであろう。M.C.の死後K.C.という母系側の人間が現われて継承権を主張したことは、母系的相続・継承原理が、唯一ではないにしろ、依然正統性をもっていることを示している。結局K.C.側は村長職を継承できなかつたが、これは、後述するように、村長職の継承という一般的の継承とは異なる要素が影響した部分もあると考えられるので、父から子への継承が母系的継承よりも強い正統性を得たと解釈することは単純すぎるであろう。両方の原理が併存しており、権利主張の正統な根拠になりうると解釈した方がよいであろう。K.C.は村長職の継承はできなかつたが、村長選挙後もC村にとどまり、M.C.の「名前を継承」した。これはリネージの長を継承したことである。南部州のトカの伝統では、村長職を息子が継いだ場合、母系継承の理念を保持するために2人の継承者を指名するという。母系親族の1人が故人の名前・靈とそれにともなう親族集団の長としての義務を

継承し、故人の息子が村の名前を継承するのである (Holy [1986: 49])。C村におけるM.C.からの継承の場合もこれと同様のやり方で母系継承の理念が保持されたと考えられる<sup>(11)</sup>。

J.C.の勝利を伝統的母系制原理に対する新しい父系制原理の優越と解釈することに慎重であるべき理由がもう一つある。レンジエの相続について調査したキャンターによれば、レンジエ人は母系的相続こそが正しい相続であると公言するが、実際には財産が父から子へと相続されることはある。ただし父から子への相続については、個々のケースが特別なものだとして説明される。つまり実際には双系的のケースがあってもレンジエ人の信ずる母系制モデルはそれにはほとんど影響されないのだという。キャンターの結論づけるところでは、レンジエ人は信念においては母系を奉じているが、行動においては双系的である<sup>(12)</sup>。この場合は、財産の相続でなく村長職の継承なので必ずしも同列に論じることはできないが、父から子への継承をもって直ちに母系制から父系制への移行と即断すべきではないだろう。

父から子への相続と母系的相続の対立に関連してもう一つ注目すべき点はM.C.が村長職の継承について遺言を残したとされる点である。村人からの聞き取りでは、「M.C.は後継者の決定に介入しないという遺言を残していた」と語った者もいた。またM.C.は、「C村はM.C.の男子のために創設された」という遺言を残したという話も村人のなかに伝わっている。M.C.が村長職の継承についてどちらに有利な遺言を残したのかは明確でない。しかしここで重要なことは、継承の正統性を示す一つの根拠として遺言が使われた可能性があるということであり、また継承において遺言が一定の効力をもつという認識が現在に至るまで村人の間で語られている（あるいは最近になってそのように解釈されている）ことである。ザンビアのアフリカ人の間では一般的に、遺産の相続に関する遺言はほとんど効力がないとされている<sup>(13)</sup>。C村の村人の相続における遺言について調査しなかったのではっきりしたことはいえないが、少なくともこの村長職の継承に関しては遺言が一定の効力をもつているという認識が村人にも一定程度共有されている。

第2に、村長職の継承に際して、継承の正統性を示す根拠として、あるいは継承者を決定する手続きに関して、多様な原理や権威が利用されていることである。すでに述べた、父から息子への継承原理と母系的継承原理、遺言に加え、首長の関与、選挙、村の住民かどうか、といった要素が村長の継承者の選定に影響を与えた。トカを調査したホーリーによれば、もともと村長職の継承は、一般の村人の継承・相続と異なり、当該親族集団を越えた公的性格を帶びているので、伝統的にも血統原理に基づいた当該親族集団の意向のみならず、候補者の人柄・性格が考慮され、村民の意向が間接的にくみ取られ、他の村の村長など中立的外部者が関与するという。また候補者がその村の住民であることがプラスに評価される (Holy [1986: 44-47])。C村でM.C.の後継者を決定するにあたって、首長が関与したことや、K.C.がそれまでC村の住民でなかったことが不利に作用したことは、これらの伝統的原理に合致しているともいえる。

これに対して選挙で継承者が決定されたことは、伝統的原理だけでは説明できない著しい特徴といえる。もちろん伝統的に行われていた村民の意向を反映するという原則を選挙という形で実現したのだとみることもできる。しかし選挙という方法自体が手続きとしての正統性を与えられたのは、独立後の国政や地方政治において選挙が定期的に行われ、国民の間に定着してきたことと無縁ではないだろう。また村生産性委員会を選挙で選ぶという方法が影響を与えたかもしれない。いずれにしろ、独立後の国家レベルの政治における正統性原理が村レベルにおける正統性原理の一つとして利用されうることを示している点でこの事例は興味深い。また首長という伝統的支配者が選挙という近代国家の政治的手続きを選択肢として調停したことであわせて注目すべきであろう。

第3に、J.C.の勝因は、彼の戦略、村民の意向との関連で、何であったかということである。村人からの聞き取りから受けた印象では、J.C.の勝因の一つは、彼が村の発展に貢献したと多くの村人が評価したことにある。J.C.は父M.C.が村長であったときから村で指導的な立場にあった。したがって

村長選挙は実質的な村長であったJ.C.の地位を形式的に追認したにすぎないともいえるのだが、それでも村人がJ.C.を評価しなければ勝利はなかったであろう。村のほぼ創立時からこの村に住み、この村長選挙に参加した数人の長老の話では、村人が選挙の際にJ.C.を評価したのは、彼が村の発展につくしたからであり、特に周辺の村や森林局（Forest Department）との土地をめぐる争いや交渉において村の領域の拡大に努めてきたからだという。このように村の土地を確保し、拡大することが村長の業績の重要な部分であると村人が評価していることは土地と村長の関係を考える際に注目すべき点ではないだろうか。またこの事例は、たとえ伝統的には村長継承の正統性をもった人であっても、村の発展、運営に関係のなかった人が突然村長の死に際してその継承権を主張しても必ずしも村民の支持を得られないことを示唆している。

選挙との関連で注意すべきは、この村が多数のレンジエ以外の人口を含んでいるということである。レンジエの村民がK.C.を支持したのに対して、J.C.はレンジエでない村民に対して支持を訴えたという。ジンバブエ系移民のある村人の言い方によれば、「われわれが投票したからJ.C.は当選できたのだ」。非レンジエの村民は、村長の親族集団には属さない。レンジエでもないので、広い意味でも「村の所有者」とはいえない<sup>(14)</sup>。彼らにとって選挙は、自分たちの意向を村政に反映できる重要な機会であったろう。そして村長の選択にあたって彼らが重要な判断基準としたのは、村民の意向をくみ取って村政を行う人間であるかどうかであったと考えられる。

2代目村長J.C.は、その治世において積極的にレンジエ以外のエスニック・グループの人々を村民として受け入れてきた。その基本的な理由としては、特に村の創立期の人口が希少な時期においては村の勢力を維持・拡大するには、人口の増加が必要であったことが考えられる。しかし村長は自分の伝統的な正統性が弱い故に、レンジエ以外の人々を積極的に受け入れたとも考えられる。入村を認めることで村長は村民からの支持を受けることができるし、レンジエ以外の村民は村長への忠誠によって村での土地に対する

権利を含む村民としての地位を確保できる。こうして村長と非レンジェの村民は、血縁関係ではなく、一種のパトロン・クライアント的な関係で結ばれるようになったと考えられる。

## 第5節 村の人口増加と土地

### 1. 村の開拓と森林

すでに述べたように、1970年代半ばにC村の地に人々が移り住むまでは、その土地は森林であり、人々は森林を切り開いて農地や住居用の土地を造成したのである。村人L.M.のように、トラクターを借り上げて開墾した例もあるが、通常は村長一家がしたように、炭焼き人を使って森林の伐採が進められた。あるいは入植者自らが伐採や炭焼きを行いつつ徐々に森が切り開かれた。このように、村の開拓と森林の伐採、炭焼きとは密接に関連している。

一部の農民は村が開設されてからかなりの期間炭焼きをしていた。また炭焼きがきっかけでこの村に入植した農民もいる。例えば、セクションBのある村民によれば、彼はC村の創立後比較的すぐにC村に移住してきたが、1985年頃までの10年間近く炭焼きで生活しており、本格的に農業を始めたのはそれ以後であった。また同じセクションBに住むもう1人の村人はルサカで行商人をしていたが、77年頃にC村の隣のM村に来て炭焼きを始めた。彼はそこで炭焼きを数年続けたが、木が減ってきたので83年頃に炭焼き人をやめ、C村に移住して農業を始めたという。

C村の村民のなかにはかつて東隣の森林保護区に住んでいて政府から追い立てられてC村に来た者もいる。セクションCに住むジンバブエ系のZ.家兄弟とSo.家兄弟（お互いが従兄弟同士、両方合わせて約10世帯）は、かつて森林保護区に住み、追い立てられてC村に来たのである。彼らは、現在C村と東の森林保護区の境界になっているルワマブウェ(Lwamabwe)川の近くの森林

保護区内の土地に1977年（もしくは78年）に移ってきた。79年に彼らはC村の村民として登録されたが、依然森林保護区内に住んでいた<sup>(15)</sup>。81年に彼らは森林保護区からC村に移り住んだ。この間、J.C.（当時はM.C.が村長であったが、J.C.が事実上村長的役割を果たしていた）は、国有地である森林保護区との境界を村に有利な形で決めようと政府の森林局と交渉した。これは、聞き取りで確証を得ていないが、おそらく森林保護区内に住み、C村の所属となつたZ.家、So.家の住んでいた場所もC村の土地に含めることで森林保護区との境界を設定することをJ.C.は目指していたのではないだろうか。

1981年に政府から追い立てを受けたとき、Z.家とSo.家の一族は、現在住んでいる場所に移ってきた。しかしこのとき、家はC村の領域内になったものの、彼らの畠はまだ森林保護区のなかにあった。そこで、彼らは姻戚関係にある国会議員に相談し、その影響力を使って、82年にC村と森林保護区との境界線を約1キロメートル東側に移動させることに成功したのである。この国会議員は、当時の唯一党UNIPの中央委員（Member of Central Committee）で閣僚も歴任した有力な政治家であった。新しい境界線は、ルワマブウェ川となり、村の領域は東側に大きく拡大したのである。これによって現在C.Si.などが住むセクションFも正式にC村の領域になった。村の領域の拡大に貢献したことで、Z.家とSo.家の一族は、ジンバブエ系の住民ではあるが、村のなかで有力な地位を占めることになったのである。

この森林保護区との境界変更で注目すべきなのは、村人がとった方法である。森林保護区に無断定住するという方法が国家によって否定された以上、政府の森林局の管理する森林保護区へのアクセスの問題は、国家レベルでの決定によって解決するしかない。当時の一党支配体制のもとでは、党と国家の中核にいる者を頼るというのは賢明な方法といえる。そのときの状況において何が最も有効であるかを村人はよく認識していたといえよう。しかも彼らは、党的地方支部を通じてとか、地方行政を通じてではなく、国会議員・党中央委員との姻戚関係という私的・個人的関係を利用したのである。一介の村人が前者の方法をとれば官僚機構の壁をつきやぶって目的を達成するこ

とは困難であったろう。近代国家の官僚制の裏に潜むインフォーマルな、個人化された、関係を利用して、村レベルから直接党と国家の指導部に働きかけ、その権威を利用して目的を達成したのである。

## 2. 村の人口増加

2代目村長J.C.によれば1970年代後半、村の創立間もない頃の人口は20家族程度であったという。上に述べた村長選挙での投票数から推し量ると、81年頃の村の世帯数は50世帯程度であったろう。93年の時点での世帯数は110程度と推定される。98年時点では、女性世帯主の世帯を除いて120世帯であった<sup>(16)</sup>。

筆者は1992年、93年、94年の3回の調査で、合計して120世帯の世帯員の名前や性別、生年、村に来た年などの基礎的データを集めることができた。この120世帯の世帯主とその妻241人が村に来た年から判断すると、村への人口流入は79年頃に1回小さなピークがあり、その後80年代末頃から増加してきたようである<sup>(17)</sup>。もちろんこれは現存する村民を対象にした調査で、かつて村民であって、調査時点までに転出したり、死亡した人は含まれていないので、人口流入を完全に復元することはできない。しかし現存する村民のなかで80年代後半以降に移住してきた人が多いことはいえる。世帯主とその妻241人のうち45%が89年以後94年8月の調査時点までにC村に移住してきたと答えている (Kodamaya [1995: 104-106])。また筆者が92年8月と93年8月の村の人口を比較推計したところ、1年間の人口増加率は約15% (自然増2.8%, 社会増12.6%) と非常に高いことが判明した (Kodamaya [1995: 107-108])。92年に村長が語ったところでは、毎日のように村に入りたいという人が村長を訪ねて来るということであった。全体として中央州は農村部のなかでも80年代の人口増加率が高く、70年代に比べて増加率が上昇している。中央州のなかでもカブウェ農村県は特に人口増加の傾向が著しく、人口増加率は70年代の年率1.4%から80年代の4.1%に上昇した (Zambia CSO [1994: 24])。

1980年代末頃からC村への人口流入が盛んになった要因としては、レンジエに限らずさまざまなエスニック・グループの人を受け入れてきたこと、80年代以降の経済危機と構造調整による都市部での生活の困難、C村の交通至便な立地条件、C村の農業の繁栄などがあげられる。特に農業については、収益性の高い野菜生産や少ない雨でも農業のできる土壌に惹かれて多くの人々がC村に流入してくるようになったといえる。筆者は、村民へのインタビューのなかで「なぜC村に移住してきたのか」を尋ねたが、多くの村民、特に比較的近年に移り住んできた人は、野菜生産と土壌をこの村の魅力としてあげた。この村の土壌は砂質であり、肥沃度は低いが、少量の雨でも播種のための耕起ができる。村民の前住地は粘土質の土地が多く、土壌は肥沃であるが、雨が少ないと硬くて耕起が困難である。80年代以降中央州を含むザンビアの南半分の地域では旱魃傾向が強かったので、農民がC村のような土壌を好むようになったのだと考えられる。またダンボで野菜生産ができることは、旱魃傾向のなかで雨不足に強く、乾季にも現金収入機会があるので、魅力的である。

また近年まで村長は、村の力を強くするためにも積極的に人々を受け入れてきた。村の創立後初期の時期において村長のM.C.やJ.C.が多くの人々を村人として積極的に受け入れたのは、村の確立には村人が必要であったからである。村のセクションEで最長老のロジ(Lozi)人D.Kt.は、M.C.に誘われ、C村に移住してきたという。D.Kt.によれば、M.C.は彼の村人になってくれる人を捜していたという。人口が少なく、開拓する土地がある段階では、労働力の必要性も高く、周辺の村との境界交渉においてもある程度の人口がいる方が有利である。すでに述べたように、ジンバブエ系の移民が多くカブウェ農村県に移住してきた要因の一つは、首長や村長が積極的に移民を受け入れようとしたことであった。J.C.も同様の行動をとったといえよう。

村の土地の確保に際して、人口が村の力となるのは、人口が希少な村の創設期だけにかぎらない。しだいに人口増加によって土地不足が顕在化してきた現在の段階でも、境界争いや境界画定においては境界近くに実際に人が住

んでいることが重要な意味をもつ。例えば、1994年の5月に「村委員会」は村の南の境界近くに新しい村民を入植させることを決定したが、その背景には、H村などの南隣の村との境界争いがあった。実際にそこに村民が住み土地を利用していることは、境界争いにおいてその土地に対する権利を主張するうえで、有利に働く可能性があるからである。この時点では、C村の土地がすでに不足していることが問題になっており、その時期に新たに村民を受け入れることは、土地不足をいっそう激化させるだけのように筆者には感じられた。しかし境界近くに村人を入植させることで村の土地がより確実になるという計算が村長や村人には働いていたのである。また97年頃にC村のセクションCの村人の一部がそれまでの村の中央やや南寄りの住所から、北隣のCk村との境界近くに引っ越ししたが、これはその境界近くにある自分たちの土地がCk村と係争になりつつあったからであった。

### 3. 土地登記問題

すでに述べたように、ザンビアでは独立後、農村の慣習法下の土地でもしかるべき手続きの後に土地を登記し、土地権利証書を取得できるようになった。C村では、1989年にジンバブエ系の村人であるL.M.がこの土地権利証書の申請を試みた。L.M.は村のセクションGに広大な土地をもっている。測量局による測量が行われ、地図が作製されたが、村長J.C.が同意しなかったので、L.M.は権利証書を得ることができなかった<sup>(18)</sup>。

L.M.はなぜ土地権利証書を得ようとしたのであろうか。L.M.によれば、彼の土地は広大であり、開墾し、深井戸を掘るなどの投資をした。この土地を自分の子供や兄弟に残したい。これが土地権利証書を得ようとした動機であった。しかしL.M.はショナ人であり、ショナは父系制社会なので、母系制の場合ほど自分の子供への相続は困難でないと思われる。むしろ自分の死後土地が(全部ではないにしろ、相当部分が)村長によって取り上げられる可能性を恐れたのではないだろうか。これは全く根拠のない恐れではない。他村か

らC村へ移住してきた者のなかに前の村でそのような経験をしたジンバブエ系の村民がいる。特に、L.M.がジンバブエ系の人間であり、彼の土地が広大であることは土地を取り上げられる危険性を大きくしている。人口増加によって村の土地が不足してくればその危険性はさらに増大する。実際3代目村長はわれわれのインタビューに対して、C村では土地が十分ではなく、L.M.以外の村民は十分な土地をもっていないと説明している（1996年12月のインタビュー）。72年にカブウェ農村県のジンバブエ系移民について調査したムサウによれば、かつて地元農民の間でジンバブエ系移民に対する反発やねたみが生じ、地元農民からジンバブエ系移民を本国に帰還させるべきだという意見が出されたことがあるという（Mutsau [1972: 47]）。C村でL.M.が権利証書を取ろうとしたのも、このような不安定さから来る土地の権利を確実にしたいと思ったのかもしれない。

しかし村長の側からすると、村民が個々に権利証書を得るようになれば、村の土地に対する村長の管理・統制力は弱まるし、登記された土地が村外のよそ者に転売されれば、村の土地が事実上失われたり、共同体としての村が崩壊するという危惧がある。L.M.が権利証書を得ようとして果たさなかつたことの背景にはこのような共同体の長であり、土地の管理者であることが権威の根源となっている村長と個別的な権利を確実にしようとする村民との思惑や利害の不一致が存在するのである。

L.M.が自分の土地の権利証書を得ようとしたのに対し、村長のJ.C.は村の土地全体を測量し、境界を確定して権利証書を得ようとした。C村は周囲の複数の村と境界争いを続けてきた。村長は、村の境界を測量で確定し、権利証書を得ることで村の土地を確実にしたかったのである。しかし村に対する権利証書の発行はできないという理由でこれは受け入れられず、J.C.の望みは実現しなかった<sup>(19)</sup>。

## 第6節 3代目村長と村の人口、土地——人口増加と村長の交代による土地争い

### 1. 人口増加、農業の商業化、経済環境の変化と土地

すでに述べたように、C村は村へ移住を希望する人々を積極的に受け入れ、村の人口は1980年代後半以後急増してきた。しかし人口増加にともない、90年代に入ってしだいに村の土地の不足や人口の増大による土地圧力の上昇が問題になってきた。

例えば、ある農民の場合、1992年頃この辺りに来たときC村に入ることを希望したが、C村は十分な土地がないという理由で彼の入村を認めなかった。そこで彼は隣のH村に入った（結局C村とH村との境界争いの結果、彼は94年にC村の所属となった）。また息子に与えられる土地が十分ないために息子が村外に土地を求めて転出した、あるいは村に来たが土地の配分を受けられないので村を去った、という事例もいくつかみられる。われわれの共同研究者であるザンビア大学のカジョバ氏が94年に調査したところによれば、調査した30人の農民のうち21人が、「自分の耕作地は十分ではなく、村には十分な土地がない。特に子供たちのための土地がない」と感じている。またある女性の村人によれば、C村は次々と新規の転入者を受け入れているが、村長は転入者に家を建てる敷地は与えるものの、耕作用の土地を割り当てていないという（Kajoba [1994: 56-58]）。

C村では隣のCk村やH村など周囲の村と境界をめぐる争いが度々起きている。これもC村辺り一帯で土地がしだいに不足してきたことを反映しているとみられる。1992年10月7日付の村委員会の議事録によれば、首長リテタはこのような村同士の土地係争の背後に人口増加と土地不足があるとみて、村長たちに対し、各自の村の人口増加を抑制し始めるように訴えた（Kajoba [1994: 59]）。

土地不足は、農業の商業化と土地利用の変化によってもたらされた。すでに述べたように、C村では野菜生産を中心に農業の商業化が著しく進行している。特に乾季における野菜生産の場としてダンボの経済的価値が上昇してきたが、すべての農民がダンボを利用できるわけではない。またダンボが畑として利用される割合が増えたために、従来のようにダンボを牛の放牧地や水飲み場として利用することが困難になり、牛を多数飼うことと競合するようになってきた。したがって牛をたくさん所有している農民や牛の飼育に重点をおいている農民には土地不足が感じられるようになった。

土地の不足感は、1993年以降政府が進めてきた農業自由化政策の影響にもよっている<sup>(20)</sup>。農産物および化学肥料の流通自由化により、自由化以前に比べてトウモロコシと化学肥料の相対価格が農民に不利に変化した。農民にとっては化学肥料の価格が上昇したのである。C村のほとんどの土地はすでに述べたように、砂質の痩せた土壤であり、化学肥料を施肥しないとトウモロコシの収穫は多くを期待できないし、連続耕作しているとしだいに地力が低下してくる。また従来旱魃傾向が続いていたのに対して、ここ2、3年は雨が多くこれが雨季のトウモロコシ生産に悪影響を与えている。このため普通畑でのトウモロコシ生産を中心に農業経営を営んでいる農民には、土地の面積の問題に加えて収量の低下が大きな問題になってきた。

## 2. 村長の交代にともなう土地問題と土地登記

J.C.の弟で、後に3代目村長となるE.C.が、公務員を退職して1992年11月にC村へ移ってきた。E.C.は、M.C.の次男として37年にカブウェの町で生まれ、60年に9年間の学校教育を修了して、いくつかの職に就いた。66年に政府の研修を受けた後に公務員となり、92年に55歳で退職するまで各地の地域開発や社会サービスの部局で25年以上にわたって勤務した。C村に来てまもなくE.C.は副村長となった。村長J.C.は村の内政のかなりの部分を副村長であるE.C.に任せることになった。2代目村長J.C.は95年の6月に病気

に罹りまもなく死去した。同年8月には弟のE.C.が3代目の村長に就任した。初代のM.C.から2代目のJ.C.への継承のときのような村長職の継承をめぐる争いは表だってはなかった。

E.C.が村に来てからしだいに村の土地の用益権の配分に変化が生じてきた。E.C.が村へ来る前に村人から聞いた情報では、村長J.C.は、もうすぐ退職予定であったE.C.のための土地を村内に確保していたという。しかしその後E.C.の移住、さらに村長就任後の土地利用の変化を追うと、他の村人が利用していた土地がE.C.や村長一族の利用する土地に転換されていったことがわかる。つまりE.C.が村に移ってくることで彼の土地が必要になり、それにともなって村人の土地利用に影響が出たのである。

ジンバブエ系移民の2世であるJ.So.が1988年以来耕作していたトウモロコシ畑に村長J.C.がJ.So.の同意なしに小屋を建てた。これにJ.So.が火を放って取り壊したことから両者の関係は険悪になり、村長は94年にこの土地を取り上げ、村長の第1夫人の親類に与えた。J.So.は村長を通じて書面で首長リテタに訴えたが、村長はこの手紙を首長に取り次がなかった。同年村長はJ.So.のダンボの畑も取り上げ、当時副村長であったE.C.に与えた(Kajoba[1994: 57])。J.So.は代わりに別の所に、普通畑とダンボ畑を与えられたが、村長がE.C.になっても村長とJ.So.の関係は改善せず、後述するようにJ.So.は97年12月の「クーデター」事件の首謀者の1人となる。

C村のセクションEにはロジ人のD.Kt.夫妻と彼らの独立した子供たち5世帯および彼らの親類2世帯が住んでいた。このうちD.Kt.の娘の1人J.Kt.は村長J.C.の第2夫人となった。J.C.の死後跡を継いだE.C.はKt.の畑の一部を取り上げた。またJ.Kt.はE.C.の義姉ということになるが、E.C.からKt.の兄弟姉妹は親戚扱いしないといわれた。J.Kt.の兄の1人がルサカの近くに農場を買ったのを機会に、D.Kt.とJ.Kt., J.Kt.の兄弟2人の計4世帯が1997年にその農場へ転出した。

次は、村外に転出した農民の土地の相続をめぐる問題である。セクションAに住んでいたある村民は1995年に森林保護区に転出し、村を創設してそこ

の村長となった。このとき彼の息子の1人がC村に残り父の土地を相続するつもりであった。しかし副村長E.C.はこれを認めず、息子も父の村に転出することを命じたのである。村委員会の委員のなかには、転出した村民の息子が村に残って土地を相続した事例があることを指摘した者もあったが、副村長はこの意見を受け入れなかつた。

またもう1人の村人はある村人の妻と浮気をしたために、1993年から94年にかけて村から追放の処分に処せられた。その後、彼は村へ戻ることを許されたが、村長E.C.はかつて一度村を追放されたことを理由に、この農民に普通畠用の土地を分配していない。村委員会は彼に土地を分配してよいとの見解であるが、村長はこれに反対している。

セクションFには、Km.家の4兄弟がそれぞれの世帯をもって住んでいた。このうちの1人がダンボの畠の用益権をめぐってE.C.の弟P.C.と争いになり、それが一つのきっかけになり、1996年から97年にかけて4兄弟全員の世帯が村外に転出した<sup>(21)</sup>。

以上のような村長の関係した土地をめぐる争いにおいては、土地に対する村人の権利の曖昧さと村長の土地管理権の範囲の不明確さが問題を引き起こす一因になっている。すなわち、村長が村人に与えたのは、村長が後で取り上げることのできる一時的用益権にすぎないのか、それとも村人は実質的に所有権に近い確実な権利を得たのかが曖昧である。例えば、J.So.が取り上げられたトウモロコシ畠については、J.So.側は村長から割り当てられた土地だと主張し、村長側は一時的に用益権を与えただけだとして対立していた。上述した事例のように父親が転出した場合息子が父親の土地を相続できるのか、それともその土地の扱いは村長の判断に委ねられるのかが明確でない。また上述のケースはいずれも、未利用地あるいは放棄された畠ではなく、実際に耕作に使われていた土地を村長が取り上げている。そのような耕作地にも村長の土地管理権が及び再分配の対象になるとすれば、村人の土地の用益権はきわめて不確実なものになる。

以上のような村人の土地の用益権および村長の土地管理権をめぐる争いに

加えて、土地登記の承認も問題となってきた。1992年10月7日付の村委員会の議事録によると首長リテタは「村人は慎ましく正直であるならば、遠慮なく権利証書の申請をしてよい」と土地登記の申請を認めることを明言している(Kajoba [1994: 59])。しかし、村長J.C.は首長のこの発言に反対したという。また隣村のP村などでは、村民が権利証書を取ることを村長が承認しており、ジンバブエ系の村民が権利証書を得ているという。このように首長リテタや他の村の村長は権利証書の取得に前向きなのに、C村ではこれを認めていない。このことにしだいに村民が不満をもつようになってきた。すでに紹介したように、C村では村民が村長に土地を取り上げられる事例が出ていたり、村民のなかには土地登記によって土地に対する権利を確実にしたいと思うものが出てきても不思議ではない。

1996年12月のわれわれのインタビューに対してE.C.村長は、「この村には権利証書の発給を許可できるほど十分な土地はない。この村で広い土地をもっているのは（ジンバブエ系の）L.M.だけで、彼はザンビア人ではない。この村の村民は皆小さい土地しかもっていない」と述べ、権利証書申請を許可しない理由として村の土地不足および村民各自の土地が小さいことをあげている。また「権利証書申請者が忠実なザンビア人であれば、村長は申請を首長に勧告する」と述べ、国籍条件を持ち出している。しかし95年土地法は定期借地権への転換の対象となる慣習的土地区画整理事業の保有権について保有者の国籍や土地の規模については何も規定していない。したがって村長の説明には法的根拠はないと思われる<sup>(22)</sup>。土地登記に否定的な理由として村長はさらに、「もし権利証書を得た者が、村には所属しないといいだしたり、村長を尊敬しなくなったらどうするか」と指摘し、個別的な土地登記によって共同体としての村が崩壊したり、村長の権威が低下することを憂慮している。

すでに述べたように、土地登記の申請にあたっては、首長と地方議会の承認が必要であるが、村長の同意の必要性に法的根拠はない。E.C.は村長就任後まもなく上級村長（Senior Headman）に任命され、さらに首長リテタの諮問委員会（Advisory Committee）の書記に就任した。彼は、この立場と複数政

党制復活後における首長の影響力の増大を利用し、村の内外における自らの地位と権威の強化を図っている。E.C.が中心になって首長諮問委員会が作成した委員会への委任事項取り決め（1997年1月）は、「いかなる伝統的（制度下の）土地もその地域における上級村長の同意なしには権利証書のために登記されないものとする」（第21条）と規定している。こうしてE.C.は首長諮問委員会の権威を利用して土地登記を制限しようとしているのである。この委任事項取り決めは首長の最終的裁可を得ていないともいわれるが、この文書からE.C.の意図と戦略をうかがうことはできるだろう。

### 3. 村民の村外転出と土地問題

すでに述べたように、C村の東側は森林保護区になっており、かつては森林保護区の無断居住者で、森林局に追い立てられてC村へ転入してきた村人もいる。ところが1994年頃から首長リテタがこの森林保護区への入植を「許可」するようになったのである。このためC村を含む周辺の村人の一部が森林保護区に入植し、村を開くようになった。首長リテタが入植を認める直接のきっかけになったのは、森林保護区の反対側（東側）一帯を治める首長チャムカが森林への入植を認めたためであるという。2人の首長の間で森林保護区の土地をめぐる競争が始まったのである。

この森林保護区への入植は、土地をめぐる政府と首長の興味深い関係を示している。森林保護区は政府の森林局が管理する国有林である。付近の農民は枝を薪として集めたり、家畜を放牧することは許されるが、森林を切り開いて農地にしたり炭焼きをすることは許されていない。薪拾いや家畜の放牧も森林局の許可が必要である。元来首長には国有地である森林保護区への入植を認める権限はない。政府が森林保護区の指定を解除する（degazette）という措置をとらないかぎり、首長が承認した村長と村であっても法律的には国有林への不法定住者にすぎない。しかし1991年に複数政党制のもとで新政権が成立して政治的に自由化が進み、従来一党制のもとで地方行政において絶

大な権力をもっていた大統領直属の知事が廃止され、地方行政組織も唯一党組織との一体化が解消されたので、相対的に伝統的支配者の発言力が強まつた。複数政党制の導入にともない、村人の行動の自由度も高まってきた。住民としても複数政党制のもとでは、森林保護区へ入植しても政府から取り締まられる可能性が少なくなったと判断したのであろう。野党に訴えて、政府の措置に異議を唱えるという方法がとれるからである。このような背景で、森林保護区の実質的な「解禁」が進んだのである。森林保護区への入植は急速に進み、97年の時点ではすでに20以上の村があるという。C村からも95年をピークに15世帯近くが森林保護区に転出した。

C村から森林保護区への転出は、村の内外における状況の変化が組み合わさって起きた。すでに述べたように、C村では、土地の不足や地力の低下が問題と感じられるようになり、またしだいに土地に対する権利が不安定に感じられるようになっていた。なおこれらの要因は森林保護区にかぎらず、村外への転出を促進したと考えられる<sup>(23)</sup>。

森林保護区への移住を可能にしたのは、森林保護区の事実上の解禁という村外の状況の変化であった。しかしそれに呼応してC村の村民の一部が森林保護区へ転出したことは結果的に村の土地に対する人口圧力を軽減し、また村の土地問題や村政に対して不満をもつ人々が転出したという点で、村の土地問題の悪化に対する安全弁として機能したことになった。これはE.C.村長にとっても好機であったはずである。「開放された」森林保護区という安全弁が出現したことは、村内の土地をめぐる緊張関係を一定程度緩和したはずだからである。

#### 4. 「クーデター」未遂事件

土地をめぐる村民の不満、不安は、一部の村民が森林保護区など村外に転出したことによっても完全には解消しなかった。誰でもが村外転出という選択肢を取れるわけではないし、また必ずしもそれが望ましいとは考えないか

らである<sup>(24)</sup>。さらにE.C.の統治そのものに対する不満、批判を募らせる者も現われ始めた。E.C.の統治に対する批判は1997年12月に、「クーデター」未遂事件となって表面化した。E.C.村長を廃し、別の村長を擁立しようとする試みであった。

「クーデター」事件を説明する前に、J.C.からE.C.への村長継承に対抗しようとする勢力が潜在的にあることを確認しておこう。E.C.への村長職継承の際には、J.C.への継承のときと異なり、表面的には争いではなく順調に継承が行われた。しかし村長継承が争われる要素はいくつかあった。潜在的な継承要求としては、以下の4通りがありえた。(1)M.C.の母系親族への継承、すなわち、M.C.の姉妹の子供あるいは孫への継承。これはM.C.からJ.C.への継承を例外的とみなし、本来の母系継承に戻すことを意味する。(2)J.C.の姉妹の子供への継承。これも母方継承であるが、継承の出発点をM.C.ではなく、J.C.と考える。(3)J.C.の弟E.C.への継承（これが実際に行われた継承）。これはC村はM.C.の男の子供のために作られたという考え方（そのようなM.C.の遺言があるとされる）にその根拠がある。また兄から弟へという兄弟継承は、母系制でも父系制でも一定の正統性をもっている。(4)J.C.の息子への継承。これは父から子への父方継承であり、直系継承である。

村長J.C.の葬式には、元副大統領（村長と姻戚関係にある）が来て、相続について演説したという。この演説では母系の相続をすべきでないという趣旨が含まれていた。またJ.C.の姉妹の親戚がトラックで来て、家財道具などを持ち出そうとしたが、E.C.が追い払ったという<sup>(25)</sup>。これらのこととは村長職の継承についてではなく、財産の相続についてであるが、結局母系からの村長職継承の要求は起きなかった。これに対して上記(4)のJ.C.の息子たちからの継承要求があった。J.C.の息子のうち3人が首長リテタの所へ行き、彼らのうちの1人が村長職を継承することを要求したという。彼らはまた、C村は伝統的な村ではなく、「近代的な村で、選挙の村」であるとして1981年のときと同様選挙で次期村長を決めるよう主張したともいわれる。結局彼らの要求は首長の受け入れるところとならなかつたようで、選挙は行われなかつた。

クーデター未遂事件でE.C.に代わって村長になろうとしたのは、L.S.という村人であった。彼はM.C.の姉の次男である（図2参照）。つまり彼はJ.C.とE.C.の従兄弟に当たり、母系継承の原理からいえばM.C.の正統な後継者になりうる、母系親族である。L.S.を擁立したのは、C.Si.とJ.So.であった。C.Si.はジンバブエ系の移民2世であるが、村内で最も豊かな農民として、村と村人にとって経済的影響力が大きいのみならず、C村創立初期からの村民であり、セクション・リーダーや村の学校のPTA会長を務めるなど社会的地位も高かった。J.So.はやはりジンバブエ系移民の2世で、So.兄弟の長兄としてZ.家とSo.家一族の指導的存在であり、セクション・リーダーを務めたこともある。土地の問題をめぐって村長と対立した人物である。この2人のほかにL.S.擁立を支持したのは、村長選挙で敗れたK.C.の弟で、K.C.の死後M.C.の名前の継承者となっているW.C.、ベンバ人の元副村長、土地登記の申請を試みたジンバブエ系のL.M.などであった。M.C.の妹の娘の長男も間接的にL.S.擁立の動きを支持したという。クーデターで新しい村長を立てようとした派は、母系制という伝統的な原理からして正統な相続者を立てた。しかしこの派は、M.C.の母系親族といふいわば親藩とジンバブエ系村民といふいわば外様との連合であった。

L.S.擁立にはC村の近隣の村の村長と首長リテタが関与していた。北隣のCk村の村長と南のS-C村の村長がL.S.を支持していた。Ck村はC村と境界争いを続けており、Ckの村長はL.S.が村長になった方が境界争いを有利に交渉できると期待して、L.S.に資金援助をする約束をしていた。またL.S.はL.M.の土地をS-C村に所属替えする約束をし、S-Cの村長はL.M.が土地登記することを認めることになっていた。首長リテタはL.S.を村長とすることを支持していた。

1997年の12月7日に首長リテタがC村のC.Si.の家に来ることになっており、その場で集まつた関係者がL.S.を新村長として発表する予定であった。ところがこの計画が事前に漏れ、村長はじめ村人の知るところとなった。計画の中心にいた者たちは、この計画に対する村民の支持が十分ではないと判

断し、計画の実行を中止した。12月7日当日首長を含む関係者がC.Si.の家に集まつたが、C.Si.は「C村はM.C.の子供たちのために作られた」というM.C.の遺言に言及してE.C.の村長としての正統性を確認したのであった。

以上の経過が示唆するように、この事件は土地問題と密接に関連していた。新村長擁立の背後にはE.C.の村政、特に村長による土地管理に対する不満があった。そしてこの計画の主導者であった3人のジンバブエ系村民はいずれも土地登記を希望していた。そして村同士の土地争いが近隣村長の関与を引き起こした。すでに述べたように、E.C.は、上級村長および首長諮問委員という地位と首長の権威の高まりという状況を利用して、村内でまた他の村に対して自らの権威を高めようとした。他村との関係においても、この立場と状況を利用して村同士の土地争いを有利に解決しようとした。例えはトンガの村長の正統性を疑問視することによってこれらの村との境界争いにおけるC村側の立場を強化しようとしている。E.C.は、Ck村、H村との境界争いを、トンガに対するレンジエの争いと位置づけ、C村の立場を正当化している。彼によれば、トンガは本来レンジエの土地では村民にはなれても村長になれないはずだと述べ、トンガ人は首長に賄賂を渡して村長になったのだと主張している。前述した首長諮問委員会への「委任事項取り決め」(1997年1月)では、「われわれの伝統、慣習、文化を保持するために、今後村長になれるのは土着のレンジエの人のみとする」(第26条)と規定している。

この事件には首長リテタと村長E.C.の反目も関係していた。首長と村長は伝統的支配者として一括され同様の利害関係をもつてゐるようみなされがちであるが、両者の主張や利害は必ずしも同一とはかぎらない。首長リテタとE.C.村長が反目していた背後には次のような状況があった。すでに述べたように、E.C.は、上級村長および首長諮問委員会書記という地位を利用して、自らの権威を高めるという戦略をとっていた。しかしこれは首長との関係では、首長との反目を生むことになる。E.C.は諮問委員会書記として、「委任事項取り決め」に示されるような、首長に関するさまざまな規則や制度を整備しようとしていた。この規則や制度は、一見すると首長の権威を高め、

首長に有利なようにみえるが、諮問委員会を構成する上級村長たちが首長の行動を統制しようとするものでもあった。このため自らの自由な行動が制約されることを恐れる首長と諮問委員会との反目が強まる事になったのである<sup>(26)</sup>。

クーデターが失敗したのは、村民多数の支持が得られなかつたからであろう。隣村に譲歩する約束をしていたL.S.が村長になれば、係争中の土地が隣村のものになるだけでなく、C村は弱い村とみられてついには村が解体するかもしれない。そうなれば、権利証書を取れる有力な村人は別にして、多くの村人の土地は影響を受けるであろう。失敗の原因の一つとして興味深いのは、Z.家とSo.家の一族が計画を支持しなかつたことである。クーデター首謀者の1人J.So.は、弟たちと従兄弟には秘密でこの計画を進めていた。計画が事前に漏れてきたとき、彼らはJ.So.が一族に無断でそのような計画を進めたことに反発し、計画に反対した。彼らはJ.So.が一族の土地を自分の名前で登記しようとしていたのではないかと疑つたのである。

### おわりに

一般的には経済発展や人口増加にともなつて、伝統的な共同体的土地保有に対して、個別化や私有化への圧力が強まり、伝統的土地保有の解体が進行するといえるかもしれない。しかし本章の事例に関するかぎりは、事態はそれほど単純ではない。人口増加や換金作物生産の拡大に対応して土地の経済的価値が高まり、土地係争が生じて、土地登記の要求が出現してきたとみられる点では、一般的な図式に合致している。しかし対象地域の人口増加は経済危機と旱魃という状況で起きており、また化学肥料の値上がりと不足が地力の低下と土地需要の増大を引き起こし、それが土地を求めての村民の転出につながつたことを考えれば、一般的な図式には当てはまらない。対象地域で起きていることは、経済危機に対する対応であり、近代的農業の挫折とも

いえるからである。また、ある地域で人口が増加し地力が低下すれば新しい未利用地に移るという「移動耕作」(shifting cultivation) が行われているとみることもでき、この意味ではアフリカの古典的な伝統的土地利用が実践されているにすぎないとさえいえよう。さらに土地不足が伝統的支配者や村という枠組みを強化している面もみられる。土地不足は村同士の境界争いを激しくさせるので、調停する首長との関係、村長の力量、村の強さなどが重要ななるからだ。

ザンビアでは伝統的な土地保有制度や伝統的支配者の支配は独立後もきわめて不十分にしか解体されなかつた。土地の私有地化政策を進め首長を官僚化して地方行政に組み込んだケニアや、ウジャマー村を建設して村を与党のヒエラルキー的組織に組み入れたタンザニアと比べると、その不徹底さは明らかである。ザンビアの土地問題において伝統的支配者や慣習法が重要である所以である。しかし伝統的支配者は植民地政府や独立後の政府に認知され、利用されることで生き残ってきたことも確かである。国家という枠組み抜きに村の政治や土地問題が語れないことはC村の事例でも明らかである。

C村の村人や村長は、そのときの情勢に応じて多様な原理や権威を根拠に土地に対する権利を主張し、自らの立場を有利にしようとしてきた。それらの原理や権威には伝統的なものも非伝統的なものも含まれる。土地に対する権利要求や相続・継承を正統化する原理や正統性は複数存在する。相続・継承や土地係争においては、複数の正統性や権威が主張され、そのときの話し合いや交渉、対立のなかで、決定が下されていくのだともいえる。唯一の正しい原理や慣習が絶対的な根拠になるというわけではない。

例えば、J.C.からの村長職の継承においては、母方継承にも父方継承にもそれぞれ2通りの継承ルートが主張されたのである。E.C.は一方で伝統によって村の土地に対する権利行使し、個別の土地登記を抑制してきた。しかし村長職の継承にあたっては父の遺言に基づく父から子への継承という伝統とは異なる原理で自らの正統化をはかった。

村人は土地に対する権利を確保するために、変化する状況に応じて、異なつ

た行動をとり、異なった連合を組む。一党制時代には、唯一の国会議員、党中央委員の力を借りて村と森林保護区との境界変更を勝ち取った。複数政党制になり、党や地方行政の力が弱まると、首長は森林保護区への入植を認め、それに乗った形で森へ移動する人たちが出てくる。首長も住民も情勢の変化に応じて行動しているのである。

状況の変化に応じて連合の組み合わせも変化する。C村のジンバブエ系移民たちは、1981年の選挙の際には、レンジェの伝統的な母系継承に対抗して父から子への継承を主張したJ.C.を支持した。しかし97年のクーデター未遂事件では、村ではいわば外様であるジンバブエ系移民が、村の創始者の母系親族という親藩と連合したのである。しかも権利証書という「近代的権利」を得るために伝統派の村長を担いだのである。

このような現実は、伝統と近代の対立や村の慣習法から国家の成文法への移行というような単純な図式で説明しきれない。伝統的支配者とか伝統的権威と呼ばれて、土地制度を含む伝統的制度や支配の根幹をなすようにみられている首長や村長であるが、すでに明らかなように実際は近代国家と伝統的村社会の両方に出入りする両義的存在である。その歴史を省みれば、首長や村長が植民地化以前の社会に起源をもつ存在であることは確かだとしても、彼らは、植民地時代には間接統治体制のもとで植民地行政の末端を担い、独立後は国家と与党が地方の農村社会を支配する機構の一部として入り込むことで実質的な支配を維持してきた。国家も伝統的支配者を利用してきたし、首長や村長も国家を利用してきたのである。

村長の土地管理権行使し、土地登記に反対する村長E.C.の姿は、一見すると伝統にすがりつき、国家の進める土地制度の近代化政策に抵抗する、典型的な伝統的支配者のようにみえる。しかし彼の経歴をみれば、中等教育修了後55歳で退職するまでの30余年を都市で生活し、その大半は国家公務員として国家部門のなかで働いてきたのである。それは伝統的な農村社会で伝統にすがりながら一生を送るというイメージとはかけ離れている。ある村人はE.C.について「彼は町に長くいて農村に帰ってくることを想えていなかった

から、村に土地を確保していなかったのだ」と語った。これが正確な事実認識かどうかは確証がないが、E.C.が都市から来た人間だという見方は不自然ではないだろう。ムーアとヴォーンは、都市から来た教育程度が高く豊かなエリートが首長や村から土地を獲得し、それを登記していることを報告している。このようなエリートとE.C.の事例は正反対のようにみえて、実は「エリートが土地保有に関する慣習的取り決めを自分に有利なように操作する」(Moore and Vaughan [1994: 211]) という点で共通している。E.C.は村長の伝統的権威と土地管理権を利用して、徐々に自らの土地を集積してきた。土地の「囲い込み」を進めているのである。

Z.家とSo.家の一族が国会議員・唯一党中央委員に働きかけて、森林保護区との境界を変更させたことや、J.So.が土地登記を望んだことは、農村社会の伝統的権威や制度を超えて国家の権威や法律を利用した行動といえる。しかしこれらの行動は伝統から切り離された個人の自由な行動ではありえなかった。国家と党の中核への働きかけは、姻戚関係を通じたものであり、フォーマルな制度の裏で機能するインフォーマルな縁故関係を利用していた。しかもSo.兄弟はショナの伝統に従って2人の姉妹を第1夫人、第2夫人として国会議員に嫁がせていたのである。J.So.のクーデター計画が失敗した一因は、彼が弟たちと従兄弟には無断でこの計画を進め、一族の土地を彼の名前で登記しようとしていたことが彼らの反発を招いたからだという。

伝統的支配者として一括される首長と村長が本章の事例の地域では、土地登記に関して正反対の立場をとっている。国政レベルでは首長層は新しい土地法に反対した勢力であるが、首長リテタのように時と場合によっては土地登記を積極的に認めている。その同じ首長リテタが政府の政策の間隙をついて森林保護区への入植を促進してきたのである。

このように伝統的制度と近代国家の制度が交錯するなかで、伝統的支配者や農民たちは状況に応じてさまざまな方策をとり、多様なアクセス・チャンネルを求めて絶え間なく働きかけを行っているといえよう<sup>(27)</sup>。

[付記] 本章のもとになった現地調査は、文部省国際学術研究「アフリカにおける低湿地帯の農業利用と環境保全に関する研究」および「アフリカ小農および農村社会の脆弱性増大に関する研究」(いずれも研究代表者島田周平教授)の補助金によるものである。またこの調査は、C村を対象に複数の研究者により共同で行われた。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) カブウェ農村県は、調査の開始された年1992年にカピリ・ムポシ (Kapiri Mposhi) 県とチボンボ (Chibombo) 県に分割され、C村はチボンボ県に含まれるようになったが、本章では便宜上旧称をそのまま用いる。
- (2) 1965年の首長法では、政府は政府が適当と認める権限を首長に委任できるとされた (Bratton [1980: 217])。
- (3) その後、村生産性委員会はしだいに形骸化したので、伝統的な村政との違いはいっそう縮小した。
- (4) なお測量地図でなく概略図によっても登記を申請できたが、その場合の定期借地権の期間は14年間に限定された。
- (5) ただし1995年土地法では新たに、土地に関するあらゆる争いについて調査し、判決を下すことのできる「土地裁判所」(Lands Tribunal) の規定が設けられた。したがって定期借地権への転換に首長が同意しない場合、これを不服として土地裁判所に訴えることができるようになったのである (Schmid [1998])。
- (6) この他にルカンガ沼澤地 (Lukanga Swamps) には、トゥワ (Twa) と呼ばれる漁労民が居住していた。
- (7) 現在カブウェ農村県には、チャムカ (Chamuka), チタンダ (Chitanda), リテタ (Liteta), ムングレ (Mungule), チペポ (Chipepo), ンガブウェ (Ngabwe), ムクブウェ (Mukubwe) の七つの首長領がある。このうち新しい行政区分のチボンボ県には、前の四つの首長領が、カピリ・ムポシ県には後の三つの首長領がある。チャムカを別にすれば、各地の支配者はムクニと同じ母系リネージ (親族集団) に属する者であった。
- (8) この村委員会は、1971年の村落登録開発法で決められた「村生産性委員会」の制度的名残であると考えられる。
- (9) 調査地の村のあたりの地域では、南側から人々の入植が進んできた。このため一番北側の村の場合、北側に境界はなかったようである。その北側に新しい村ができるときに境界が定まる。2代目村長J.C.と3代目村長E.C.は、C村と北隣のCk村との境界争いに言及したとき、「村長Ck.はこの土地では新参者だ。彼にはわれわれC村が土地を与えたのだ」と語ったが、これも同様の経緯から行われたものと考えられる。C村に長く住み、一時Ck村にも住んだことのある

村民によれば、Ck村は、1983年から85年頃に設立されたという。またC村とCk村との境界は83年以前に設定されたという。カジョバ氏の調査によれば、Ck.が村長になったのは85年であるが、村長になる前の70年代にCk.はC村の北側に開墾された土地を購入しており、これがCk.とC村の境界争いの発端になったようである。このときはカブウェの町で裁判が行われ、C村側が勝訴した。しかしその後Ck.が村長になった85年から争いが再燃し、今度は村同士の争いとして首長リテタが調停に当たった。調停は86年、87年、92年と行われた(Kajoba [1994: 58-59])。94年にも調停が行われている。

- (10) この例のように、家のある土地と畠のある土地が異なる村の所属になることがある、これはしばしば村同士の土地争いのもとになる。C村とCk村の境界争いにもこの問題が含まれている。
- (11) K.C.は選挙に敗れた後、1992年に死去するまでC村に住んだ。M.C.の名前はその死後、弟のW.C.が継承した(図2参照)。K.C.は、別に自分の村を創立すべく土地を探したが、うまくいかなかったとのことである。
- (12) R. Canter, "Dispute Settlement and Dispute Processing in Zambia: Individual Choice versus Societal Constraints," in L. Nader and H.F. Todd eds., *The Disputing Process: Law in Ten Societies*, New York; Columbia University Press, 1978, p. 253. ただしChanock [1985: 17] より再引用。
- (13) 北部州のベンバを調査したムーアとヴォーンは、「依然として相続に関しては慣習法が支配的なので、遺言を作ったとしてもそれが親族集団の反対を押し切って特定の個人に権利を認めさせる方法としては確実とはいえない。そこで母系の親族に対抗して息子に土地を相続させようとする男は、土地を登記するという方法を選ぶのである」と述べ、遺言の効力が限られていることを示している(Moore and Vaughan [1994: 211])。また1989年に「遺言および遺言による遺産の管理に関する法律」(Wills and Administration of Testate Estates Act, 1989年法律第6号)が施行された後も、遺言が尊重されないケースが多いという(Himonga [1995: 151])。
- (14) レンジェの地域では、通常レンジェ人は自分たちが「村の所有者」であるとみている。
- (15) この例のように、ある人がある村に属していることとその村人の土地がその村に属していることとは別でありうる。境界争いにおいて属人主義と属地主義のどちらが優先するかが争いのもとになる。注10参照。
- (16) 1993年の世帯数は、92年と93年の調査における各世帯に対するインタビューからの推計である。98年に牛の消毒用の薬液槽を建設するために村の世帯に労働分担が割り当てられた。98年の120世帯というのは、そのときの割り当てから推定した数字である。
- (17) この120世帯のなかには、調査の途中で転出したり、世帯主が死亡したりした

世帯も含まれており、ある時点では村の世帯数が120世帯であったわけではない。また世帯主には女性世帯主が含まれ、男の世帯主のなかには複数の妻をもつ者もある。

- (18) このときの測量地図は現在まで村に保管されており、筆者も現物を見る機会があった。すでに述べたように、1995年土地法の規定においても、またそれ以前の行政措置においても、権利証書の申請にあたって首長の同意は必要とされているが、村長の同意については明示的に規定されていない。したがって村長の同意の必要性は、法的・行政的な根拠がない。なおL.M.の申請書は首長が承認し県議会まで行っていたのを村長J.C.が取り返してきたのだという。したがってL.M.は事前に村長に同意を求めずに申請したのかもしれない。
- (19) われわれの調査隊が1992年に調査を始めたとき、調査において畑の測量と地図作製も行った。J.C.はわれわれが村の境界を測量によって確定してくれることうを期待していたようである。
- (20) ザンビアにおける農業自由化政策とそれがC村の農業に与えた影響についてより詳しくは、半澤 [1998] および児玉谷 [1998] を参照されたい。
- (21) この農民は1993年頃に、村長J.C.からダンボの畑の一時用益権を与えられた。この畑はP.C.の畑とJ.C.の息子F.C.の畑の間にあった。P.C.はこの農民がそこに用益権を得たことに不満をもっていた。その後、この農民は別のダンボに畑を与えられた。P.C.はこの農民が別にダンボ畑を得たのだから最初の畑の用益権を返還すべきだと主張し、この農民はもう少し待ってくれるよう主張して対立した。96年のあるとき2人は酒を飲んでいて喧嘩になり、P.C.(この時点では副村長になっていた)が殴り倒された。これを聞いたF.C.がこの農民に闘いを挑んだが、彼もまた殴り倒された。
- (22) さらに1995年土地法は経済自由化路線に沿って、それまであった外国人の土地権の制限を大幅に緩和した。
- (23) 森林保護区が特に魅力的であるのは、開墾さえできれば広い畑が確保できるだけでなく、開墾したばかりの土地は化学肥料を施肥しなくとも収量が高いからである。この他に村民を森林保護区へ転出させた動機として、森林保護区で村長になるということがあげられる。C村から森林保護区へ転出した村民のうち少なくとも2人は森林保護区内で村長となって新たに村を開いた。ただし村長になれるのは原則的にレンジエ人だけである。
- (24) 例えば、森林保護区への移住は依然政府による立ち退きに伴う危険性があるので移住しない方がいいと判断している村人も多い。特にジンバブエ系の人のように移民の場合はいっそうリスクが大きい。1981年に森林保護区から立ち退きにあったZ./So.一族の場合、森林局と移民局の両方から取り調べを受けたという。また森林を開墾するだけの労働力や財力をもたない人には入植は不可能である。

- (25) いずれも共同調査者である島田周平氏のご教示による。
- (26) 委任事項の規定は、「臣民はすべて最高首長に忠誠をつくす」(現在首長リテタは最高首長になっている)など一見すると首長の権威を高めることを目的としているようにみえるが、首長を祭り上げることによって諮問委員会および上級村長が実質的権力を握れるようになっている。例えば、「首長公邸での裁判は諮問委員が主宰する」、「臣民や村長は上級村長の許可なく首長に会いに行ってはならない」、「最高首長が公務で外出する際には諮問委員会に相談し、助言を得るものとする」などと規定されている。
- (27) この点については本書第5章の島田論文を参照されたい。また経済状況と気候変化に対するここ2、3年のC村の農民たちの対応は、農業や土地の面に限られるのではなく、急速な商業活動の拡大に象徴されるような非農業活動を含んだものである。この点については、同じく島田論文が、また「脱農民化」論との関連で本書第4章の武内論文が参考になる。

### [参考文献]

#### 〈日本語文献〉

- 池野旬編 [1998]『アフリカ農村変容とそのアクター』アジア経済研究所研究成果報告書。
- 大林稔編 [1998]『アフリカ第三の変容』昭和堂。
- 兎玉谷史朗 [1998]「ザンビアにおける農業流通の自由化」(大林編 [1998])。
- 高根務 [1998]「ガーナのココア農村の土地制度と農村開発」(『開発学研究』第9巻第1号)。
- 半澤和夫 [1998]「ザンビアの構造調整と農村変容」(『開発学研究』第9巻第1号)。
- 吉田昌夫 [1998]「東アフリカの農村変容と土地制度問題」(池野編 [1998])。

#### 〈外国語文献〉

- Bratton, Michael [1980], "The Social Context of Political Penetration: Village and Ward Committees in Kasama District," in Tordoff ed. [1980].
- Chanock, Martin [1985], *Law, Custom and Social Order: The Colonial Experience in Malawi and Zambia*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Davies, D.H.ed. [1971], *Zambia in Maps*, London: University of London Press.
- Himonga, Chuma N. [1995], *Family and Succession Laws in Zambia: Develop-*

- ment since Independence*, Muenster: Lit Verlag.
- Holy, Ladislav [1986], *Strategies and Norms in a Changing Matrilineal Society: Descent, Succession and Inheritance among the Toka of Zambia*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Kajoba, G.M. [1994], "Changing Perceptions on Agricultural Land Tenure under Commercialization among Small-scale Farmers: The Case of Chinena Village in Chibombo District (Kabwe Rural), Central Zambia," *Science Reports of the Tohoku University*, 7th Series (Geography), Vol. 44, No. 1, June.
- Kodamaya, S. [1995], "Migration, Population Growth and Ethnic Diversity of a Village in Central Zambia," *Hitotsubashi Journal of Social Studies*, Vol. 27, No. 2, December.
- Moore, Henrietta L. and Megan Vaughan [1994], *Cutting down Trees: Gender, Nutrition, and Agricultural Change in the Northern Province of Zambia, 1890-1990*, Portsmouth/London/Lusaka: Heinemann/James Currey/University of Zambia Press.
- Muntemba, M.S. [1977a], "Rural Underdevelopment in Zambia: Kabwe Rural District, 1850-1970," Ph.D. dissertation, University of California Los Angeles.
- [1977b], "Thwarted Development: A Case Study of Economic Change in the Kabwe Rural District of Zambia, 1902-70," in Palmer and Parsons eds. [1977].
- Mutsau, R.J. [1972], "The Shona and Ndebele Settlements in Kabwe Rural Area, 1955-63," in Palmer ed. [1972].
- Palmer, R.H. ed. [1972], *Zambia Land and Labour Studies*, Vol. 1.
- Palmer, R. and N. Parsons eds. [1977], *The Roots of Rural Poverty in Central and Southern Africa*, London: Heinemann.
- Schmid, Ulrike [1998], "Controversial New Land Reform Law in Zambia," *African Law Today*, May 19 (internet web site).
- Tordoff ed. [1980], *Administration in Zambia*, Manchester: Manchester University Press.
- University of Zambia [1993], *A Report: National Conference on Land Policy and Legal Reform in the Third Republic of Zambia 19th-23rd July 1993*, University of Zambia, Centre for Continuing Education.
- Zambia [1985], *A Report of the Commission of Inquiry into Land Matters in the Southern Province 25th June, 1982*, Lusaka: Government Printer.
- [1995], "Lands Act 1995."

Zambia CSO (Central Statistical Office) [1994], *Census of Population, Housing and Agriculture 1990. Vol. 1, Central Province, Analytical Report*, Lusaka: CSO.